

第101期 自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日

有価証券報告書

宝ホールディングス株式会社

E00396

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 業績等の概要	8
2. 生産、受注及び販売の状況	11
3. 対処すべき課題	13
4. 事業等のリスク	23
5. 経営上の重要な契約等	26
6. 研究開発活動	26
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	27
第3 設備の状況	30
1. 設備投資等の概要	30
2. 主要な設備の状況	30
3. 設備の新設、除却等の計画	31
第4 提出会社の状況	32
1. 株式等の状況	32
2. 自己株式の取得等の状況	34
3. 配当政策	35
4. 株価の推移	35
5. 役員の状況	36
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	38
第5 経理の状況	45
1. 連結財務諸表等	46
2. 財務諸表等	78
第6 提出会社の株式事務の概要	91
第7 提出会社の参考情報	92
1. 提出会社の親会社等の情報	92
2. その他の参考情報	92
第二部 提出会社の保証会社等の情報	93

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月28日
【事業年度】	第101期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
【会社名】	宝ホールディングス株式会社
【英訳名】	TAKARA HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柿本 敏男
【本店の所在の場所】	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
【電話番号】	(075)241局5134番
【事務連絡者氏名】	経理部長 大下 和己
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
【電話番号】	(075)241局5134番
【事務連絡者氏名】	経理部長 大下 和己
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (百万円)	191,878	192,790	190,525	189,769	198,690
経常利益 (百万円)	9,123	8,701	8,727	8,427	9,617
当期純利益 (百万円)	4,658	5,639	4,677	3,788	3,995
包括利益 (百万円)	—	—	—	471	3,577
純資産額 (百万円)	113,273	105,316	109,206	106,895	107,659
総資産額 (百万円)	207,843	190,792	195,495	192,448	197,437
1株当たり純資産額 (円)	462.00	437.42	459.92	454.21	461.41
1株当たり当期純利益金額 (円)	21.53	26.32	22.20	18.21	19.32
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	21.51	26.31	22.20	18.21	—
自己資本比率 (%)	48.1	48.8	49.4	49.0	48.0
自己資本利益率 (%)	4.6	5.8	4.9	4.0	4.2
株価収益率 (倍)	31.8	18.7	23.6	22.6	29.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	9,816	8,954	10,452	9,462	9,013
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△411	△7,769	△7,350	△11,323	△4,779
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,414	△9,294	△3,219	△3,199	△3,265
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	42,350	33,666	33,624	28,384	29,165
従業員数 (人)	3,223	3,245	3,265	3,363	3,384
[外、平均臨時従業員数]	[325]	[328]	[312]	[278]	[272]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成24年3月期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、連結子会社であるタカラバイオ株式会社に新株予約権の残高がありますが、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額が1株当たり当期純利益金額を下回らないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
営業収益 (百万円)	3,905	4,811	5,279	5,498	3,560
経常利益 (百万円)	2,817	3,818	4,097	3,877	2,646
当期純利益 (百万円)	2,216	4,553	2,650	2,116	1,750
資本金 (百万円)	13,226	13,226	13,226	13,226	13,226
発行済株式総数 (千株)	217,699	217,699	217,699	217,699	217,699
純資産額 (百万円)	80,203	76,454	77,672	75,655	74,471
総資産額 (百万円)	124,168	113,870	115,773	111,566	109,441
1株当たり純資産額 (円)	370.36	358.95	369.04	363.86	362.06
1株当たり配当額 (円) (内1株当たり中間配当額)	8.50 (-)	8.50 (-)	8.50 (-)	8.50 (-)	9.00 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	10.23	21.23	12.57	10.16	8.45
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	64.6	67.1	67.1	67.8	68.0
自己資本利益率 (%)	2.7	5.8	3.4	2.8	2.3
株価収益率 (倍)	67.0	23.2	41.7	40.5	66.6
配当性向 (%)	83.1	40.0	67.6	83.7	106.5
従業員数 (人)	16	16	17	16	16

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は中間配当制度を採用しておりません。

2【沿革】

当社は大正14年9月に、江戸後期（天保年間）以降京都伏見の地で酒造業を営む四方合名会社を発展的に改組して設立されたものであります。その後同業他社を吸収合併し、あるいは工場の買収を行いつつ事業規模を拡大してまいりました。平成14年4月には宝酒造株式会社、タカラバイオ株式会社を分割し、当社は持株会社に移行いたしました。以下の年譜は、平成14年3月以前は旧寶酒造株式会社およびその企業集団の沿革であり、平成14年4月以後は宝ホールディングス株式会社およびその企業集団の沿革であります。

大正14年 9月	現京都市伏見区竹中町609番地に、酒類、酒精、清涼飲料水、医薬用品、調味料等の製造および販売を主たる目的として、寶酒造株式会社を設立。四方合名会社を吸収合併し、伏見、木崎（昭和13年3月東亜酒精興業株式会社へ譲渡）の二工場とする。
昭和 4年 6月	大正製酒株式会社を吸収合併、王子工場（昭和39年5月松戸工場に統合）とする。
22年 6月	大黒葡萄酒株式会社より白河工場（平成15年3月廃止）を買収。
22年 9月	日本酒精株式会社を吸収合併、木崎、楠、防府（平成7年3月廃止）の三工場とする。
24年 5月	東京、大阪、名古屋（平成15年3月上場廃止）各証券取引所開設に伴い株式上場。
24年 7月	京都証券取引所（平成13年3月大証に吸収合併）に株式上場（その後札幌（平成15年3月上場廃止）、新潟（平成12年3月東証に吸収合併）、広島（平成12年3月東証に吸収合併）、福岡（平成15年3月上場廃止）の各証券取引所にも順次上場）。
27年10月	政府より専売アルコール工場の払下げを受け、高鍋（現・黒壁蔵）、島原の二工場とする。
27年11月	中央酒類株式会社を吸収合併、市川（昭和39年5月松戸工場に統合）、灘第一（平成7年11月廃止）、鹿児島（昭和40年6月廃止）の三工場とする。
29年12月	摂津酒造株式会社より灘第二工場（現・白壁蔵）を買収。
32年 4月	木崎麦酒工場建設（昭和43年4月サッポロビール株式会社に譲渡）。
34年10月	札幌工場（平成15年3月廃止）建設。
37年 3月	京都麦酒工場建設（昭和42年7月麒麟麦酒株式会社に譲渡）。
39年 5月	市川・王子の両工場を統合し、松戸工場建設。
39年10月	摂津酒造株式会社、本辰酒造株式会社を吸収合併、大阪（昭和48年3月廃止）、長野（現・長野蔵置場）の二工場とする。
45年 9月	滋賀県大津市に中央研究所設置。
57年 7月	米国カリフォルニア州所在のNUMANO SAKE CO.（現・TAKARA SAKE USA INC.）の株式取得、米国本土での清酒製造を開始。
61年 2月	英国スコットランドにTHE TOMATIN DISTILLERY CO. LTDを設立、ウイスキーメーカー TOMATIN DISTILLERS PLC. の資産を買収し、スコッチウイスキーの製造開始。
平成 3年 4月	米国バーボンウイスキーメーカーAGE INTERNATIONAL, INC. の100%持株会社であるAADC HOLDING COMPANY, INC. の株式の一部取得（その後残株式を取得、子会社に）。
5年 8月	中国大連市にバイオ製品の製造を目的とする宝生物工程（大連）有限公司を設立。
7年 8月	中国北京市に酒類等の製造および販売を目的とする北京寛宝食品有限公司（現・宝酒造食品有限公司）を合併により設立（その後出資持分を追加取得し子会社に）。
14年 4月	物的分割の方法により酒類・食品・酒精事業およびバイオ事業を分割、それぞれ新設の宝酒造株式会社およびタカラバイオ株式会社が承継。自らは持株会社に移行して、商号を寶酒造株式会社から宝ホールディングス株式会社に変更。
16年12月	タカラバイオ株式会社が東京証券取引所マザーズに株式上場。
17年 9月	米国カリフォルニア州所在の研究用試薬等の製造・販売を行うClontech Laboratories, Inc. の全株式をTakara Bio USA Holdings Inc. を通じて取得。
18年 8月	長崎県長崎市所在の物流事業を行う長崎運送株式会社（現・タカラ長運株式会社（平成23年10月改称））の全株式をタカラ物流システム株式会社を通じて取得。
18年 9月	宝酒造株式会社の機能性食品事業とタカラバイオ株式会社の健康食品事業とのシナジーを最大化するため、当社の100%出資により機能性食品を専門に扱う宝ヘルスケア株式会社を設立。
22年 4月	仏国パリ市所在の日本食材輸入卸会社であるFOODEX S. A. S. の発行済株式の80%を宝酒造株式会社を通じて取得。

3【事業の内容】

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社、子会社37社および関連会社5社で構成され、「宝酒造グループ」が営む酒類・調味料製品の製造・販売やこれらの附帯事業（物流など）、「タカラバイオグループ」が営む研究用試薬、理化学機器、キノコなどの製造・販売や研究受託サービス、「宝ヘルスケア」が営む健康食品などの販売を主たる事業としており、この3つは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と一致しております。なお、当社は持株会社として各事業会社を統括するほか、不動産賃貸も行っております。

セグメントにおける当社グループの事業内容とその位置付けは、次のとおりであります。

[宝酒造グループ]

宝酒造(株)は焼酎、清酒をはじめ「タカラc a nチューハイ」に代表されるソフトアルコール飲料など酒類全般ならびに本みりんなどの酒類調味料および食品調味料の製造・販売を行っております。(株)ラック・コーポレーションは、ブルゴーニュの高品質ワイン等を中心に主としてフランスワインを販売しております。

米国法人TAKARA SAKE USA INC.は米国カリフォルニア州において主に清酒の製造を行い、宝酒造(株)が供給する酒類製品ともども米国一円に販売しております。英国法人THE TOMATIN DISTILLERY CO. LTDは、スコッチウイスキーの製造・販売を行っており、米国法人 AGE INTERNATIONAL, INC.はバーボンウイスキーを扱っております。また、宝酒造食品有限公司は中国北京市で酒類の製造・販売を行っております。

仏国法人FOODEX S. A. S.は、同社の子会社とともにヨーロッパを拠点として日本食材の輸入卸売業を営んでおり、TAKARA SAKE USA INC.および宝酒造(株)の製品をはじめ、酒類、調味料、冷凍食品などの日本食品を販売しております。また、米国法人MUTUAL TRADING CO., INC.は、米国において日本食材の卸売業を営んでおります。

タカラ物流システム(株)は、主として宝酒造(株)の酒類・調味料製品の国内における貨物運送事業、倉庫事業および流通加工事業などを行っております。タカラ長運(株)（旧社名：長運(株)）は、機械・鋼材などの重量物から鮮魚や青果物等にいたる幅広い貨物の輸送をはじめ、重量物の組立据付工事、倉庫、通関などの事業を行っております。

上述した会社を含め、当セグメントに携わる子会社は22社であり、関連会社は3社であります。

[タカラバイオグループ]

タカラバイオ(株)は、研究用試薬・理化学機器・キノコ・健康食品などの製造・販売や遺伝子解析などの研究受託サービス、キノコの生産技術に関するライセンスアウトおよびバイオテクノロジーや健康食品に関わる研究開発等を行っております。また、日本において国立がん研究センターおよび三重大学等と共同で遺伝子治療の商業化を目指しており、さらには米国において「腫瘍溶解性ウイルス HF10」の臨床試験を実施しております。

海外では、宝生物工程（大連）有限公司が中国大連市で研究用試薬の開発・製造・販売を行っております。Takara Bio Europe S. A. S.は、ヨーロッパ市場で研究用試薬の販売を行っております。

宝日医生物技術（北京）有限公司は、中国において細胞療法用の培地・バッグや研究用試薬の販売を行っております。また、Clontech Laboratories, Inc.は、研究用試薬等の開発を行い、全世界に販売しております。

上述した会社を含め、当セグメントに携わる子会社は11社であります。

[宝ヘルスケア]

宝ヘルスケア(株)は健康食品事業を営み、タカラバイオ(株)が開発する機能性成分を応用した健康食品などを販売しております。

当セグメントに携わる子会社は上述した1社であります。

[その他]

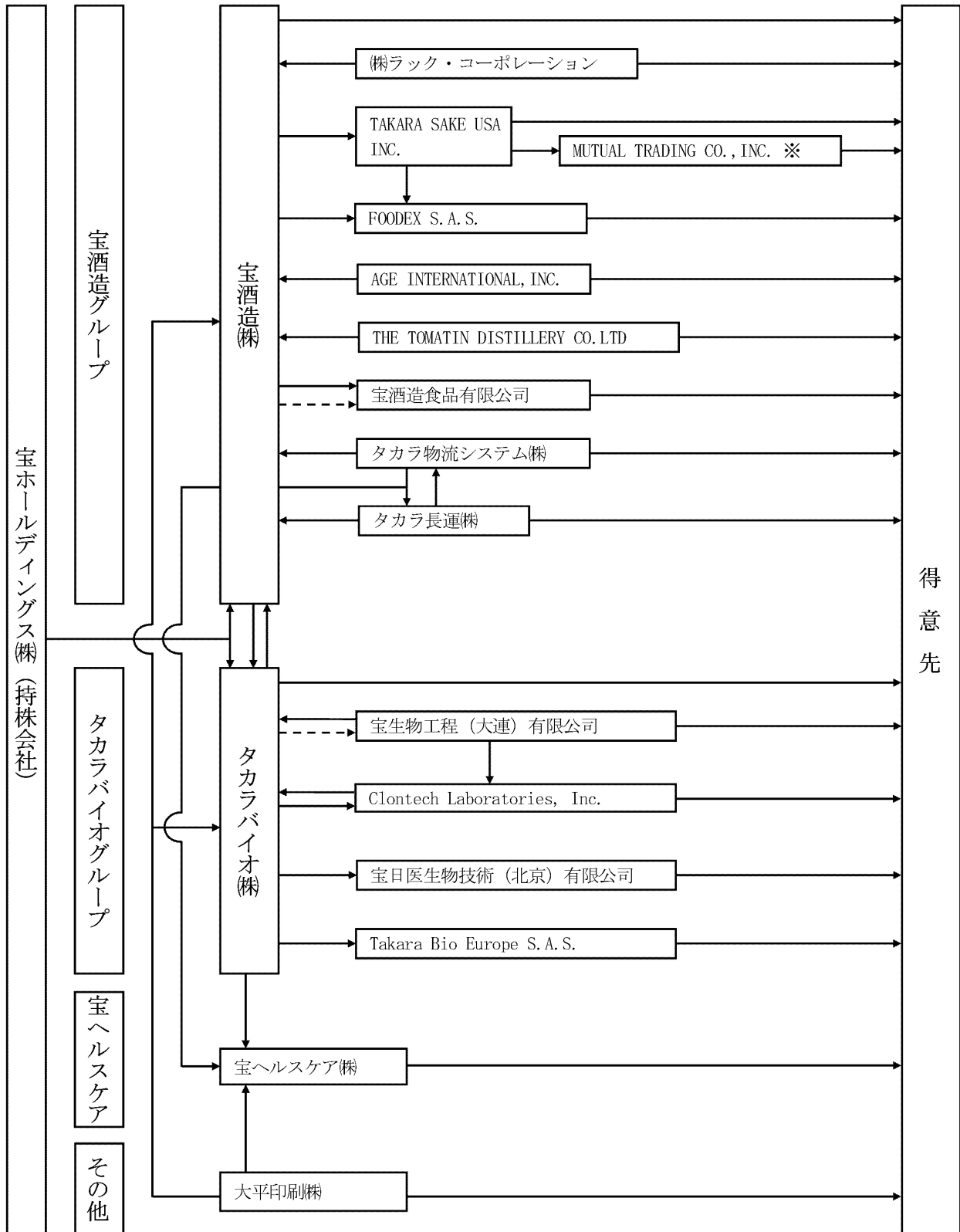
その他は、印刷事業などの機能会社グループであります。

印刷事業は大平印刷(株)が営み、主に当社グループ向けにラベル・段ボールケース等の製品包装用資材や販売促進用品・宣伝用品の製造・販売、WEBコンテンツの企画・制作を行っております。

上述した会社を含め、その他の事業に携わる子会社は3社であり、関連会社は2社であります。

以上の当社グループの状況について当社および主要な子会社等との関係を事業系統図で示すと次のとおりであります。

(事業系統図)



————▶ 製品・サービスの流れ
 - - - - -▶ 原材料等の流れ

無印 連結子会社
 ※ 持分法適用関連会社

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金 援助	営業上の取引	設備の賃貸 借その他
					当社 役員 (人)	当社 従業員 (人)			
(連結子会社) 宝酒造㈱ (注2, 4)	京都市 伏見区	百万円 1,000	酒類・調味料	100.0	14	—	—	商標使用許諾	事務所設備 賃貸
㈱ラック・コーポレー ション	東京都 港区	百万円 80	酒類・調味料	100.0 (100.0)	3	—	有	—	—
タカラ物流システム㈱	京都府 宇治市	百万円 50	酒類・調味料	100.0 (100.0)	2	—	—	—	—
タカラ長運㈱(注5)	長崎県 長崎市	百万円 250	酒類・調味料	100.0 (100.0)	1	—	有	—	—
TAKARA SAKE USA INC.	米国 カリフォルニア州 パークレイ市	千米ドル 7,000	酒類・調味料	90.0 (90.0)	2	—	—	—	—
AGE INTERNATIONAL, INC.	米国 ケンタッキー州 フラン克福ォート市	千米ドル 250	酒類・調味料	100.0 (100.0)	2	—	—	—	—
FOODEX S. A. S.	仏国 パリ市	ユーロ 250,000	酒類・調味料	80.0 (80.0)	1	—	—	—	—
THE TOMATIN DISTILLERY CO. LTD	英国 インバーネス州 トマーチン	千英ポンド 3,297	酒類・調味料	80.6 (80.6)	3	—	有	—	—
宝酒造食品有限公司 (注2)	中国 北京市	百万中国元 130	酒類・調味料	62.0 (62.0)	2	—	—	—	—
タカラバイオ㈱ (注2, 3)	滋賀県 大津市	百万円 9,069	バイオ	70.8	4	—	—	商標使用許諾	—
宝生物工程(大連)有 限公司(注2)	中国 遼寧省大連市	百万円 2,350	バイオ	100.0 (100.0)	2	—	—	—	—
宝日医生物技術(北 京)有限公司	中国 北京市	百万円 1,030	バイオ	100.0 (100.0)	1	—	—	—	—
Takara Bio USA Holdings Inc.(注2)	米国 カリフォルニア州 マウンテンビュー市	千米ドル 70,857	バイオ	100.0 (100.0)	2	—	—	—	—
Clontech Laboratories, Inc.	米国 カリフォルニア州 マウンテンビュー市	千米ドル 83	バイオ	100.0 (100.0)	2	—	—	—	—
Takara Bio Europe S. A. S.	仏国 サンジェルマンアンレ ー市	ユーロ 600,000	バイオ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
宝ヘルスケア㈱	京都市 中京区	百万円 90	健康食品	100.0	4	—	有	—	—
大平印刷㈱	京都市 下京区	百万円 90	その他	100.0	4	—	—	—	—
その他20社									
(持分法適用関連会社) MUTUAL TRADING CO., INC.	米国 カリフォルニア州 ロス・アンジェルズ市	千米ドル 1,771	酒類・調味料	24.2 (24.2)	—	—	—	—	—
その他2社									

- (注) 1. 議決権の所有割合の()内は間接所有割合で内書きであります。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 有価証券報告書を提出しております。

4. 宝酒造㈱については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	153,856百万円
	(2) 経常利益	5,384百万円
	(3) 当期純利益	1,939百万円
	(4) 純資産額	63,952百万円
	(5) 総資産額	109,478百万円

5. 平成23年10月1日付けで長運㈱から商号変更いたしました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
宝酒造グループ	2,083 (181)
タカラバイオグループ	1,128 (89)
宝ヘルスケア	14 (—)
報告セグメント計	3,225 (270)
その他	143 (2)
全社（共通）	16 (—)
合計	3,384 (272)

(注) 1. 従業員数は派遣社員を除いた就業人員数であり、平均臨時従業員数は、年間の平均人員を（ ）外書きで記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、持株会社（提出会社）である当社の従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（千円）
16	41歳10か月	19年0か月	7,418

(注) 1. 従業員数は派遣社員を除いた就業人員数であります。

2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災における甚大な被害と、それに続く原発事故に端を発した電力供給の不安から経済活動が大きく制約を受けました。期後半に入り、復興需要から景気回復の兆しもみられましたが、引き続き円高の進行や欧州金融危機の影響もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。また、将来の年金に対する不安や消費税増税への懸念から個人消費は低調に推移いたしました。

このような環境のなかで、当社グループでは、長期経営ビジョン「TaKaRaグループ・ビジョン2020」の実現へ向け、「国内での安定成長を実現するとともに、海外で大きく成長するための事業基盤を拡大する」ことを基本方針とする「TaKaRaグループ中期経営計画2013」のもと、変化に強いバランスのとれた事業構造を構築することでさらなるグループ企業価値の向上を目指してまいりました。

その結果、東日本大震災の影響はありましたものの、連結売上高は前期比104.7%の198,690百万円となり当社グループとして過去最高を記録いたしました。

売上総利益につきましても、原材料価格が円高効果を上回り高含みに推移したことに加え、商品構成の変化や震災の影響もあり原価率は若干上昇しましたが、売上高の増加により前期比104.0%の77,228百万円となりました。

販売費及び一般管理費では、厳しい経済状況に対応するため継続して徹底的なコストカットに取り組みましたが、物流費や販売促進費が増加いたしました。この結果、販売費及び一般管理費は前期比103.0%の67,963百万円と増加いたしました。売上総利益の増加により、営業利益は前期比111.2%の9,264百万円と増益となりました。

営業外損益では、受取利息、受取配当金、補助金収入などの営業外収益が増加し、支払利息や社債発行費などの営業外費用が減少しましたので、経常利益も前期比114.1%の9,617百万円と増益となりました。

特別損益では、震災による製品廃棄等に係る損失がありましたが、前期も同損失や資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う損失があったことなどにより、税金等調整前当期純利益も前期比114.5%の8,590百万円となりました。なお、法人税率の改正に伴い繰延税金資産の取崩しがありましたが、当期純利益も前期比105.5%の3,995百万円と増益となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

〔宝酒造グループ〕

当社グループの主たる事業である酒類・食品業界は、飲酒人口の減少や消費者の嗜好の多様化に加え、近年の規制緩和に端を発した流通市場の再編などもあり、販売競争はますます激化しております。さらに、将来への不安や低迷する景気の影響を受けた消費マインドの減退、低価格商品へのシフトなどもあり、高騰する原材料価格を製品価格に転嫁しにくい、非常に難しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループでは消費者の皆様へ安全で良質な製品を提供することを第一に考え、豊富な品揃えと、確かな技術力により差別化された高品質商品によるブランドの育成に努めました。

当セグメントの中核である宝酒造株式会社では、震災により東日本の物流拠点に被害を受けましたが、生産・供給体制を早期に整え、市場の需要動向に的確に対応いたしました。

当セグメントの製品別売上状況などは次のとおりであります。

(酒類)

焼酎

本格焼酎では主力商品のひとつである「黒よかいち<芋>」「黒よかいち<麦>」が好調に推移するとともに、本格麦焼酎「知心剣(しらしんけん)」もTVコマーシャルの影響もあり順調に推移したため、芋100%焼酎「一刻者(いっこもん)」やその他の本格焼酎の減少があったものの、本格焼酎全体の売上は増加いたしました。

甲類焼酎では、「純」「JAPAN」などのニュータイプ焼酎の売上が引き続き減少いたしました。また、「極上<宝焼酎>」が前期に引き続き好調に推移したことに加え、前期末の震災の影響による一時的な売上の減少の反動で、飲用甲類焼酎が増加したため甲類焼酎全体では売上は増加いたしました。

以上の結果、焼酎全体の売上高は前期比101.0%の73,458百万円となりました。

清酒

国内清酒市場は年々消費量が減少する厳しい状況となっておりますが、宝酒造株式会社では、清酒の復権に向けて常に新しい試みを実践しております。独自の二段酵母仕込によってコクとキレを同時に実現し、その味わいに好評を博している松竹梅「天」に、昨年9月、環境にやさしい新容器「エコパウチ」を新発売いたしました。エコパウチは環境への貢献はもちろん、ご家庭での保管、廃棄にも配慮したものであります。また昨年6月、発

泡性清酒「松竹梅白壁蔵「霽」スパークリング清酒」を新発売し、新しい清酒の可能性を追求し、清酒市場全体の活性化を目指しております。

これら新製品に加え、業務用専売の松竹梅「豪快」の好調もあり、宝酒造株式会社では清酒カテゴリー6期ぶりの増収となりました。

また、海外ではTAKARA SAKE USA INC.（米国）、宝酒造食品有限公司（中国）ともに順調に売上を伸ばしましたが、円高の影響を受けたため円貨ベースの売上高は減少いたしました。

以上の結果、清酒全体の売上高は前期比100.8%の20,967百万円となりました。

ソフトアルコール飲料

ドライ系チューハイでは、ドライな味わいと飲みごたえが好評な「焼酎ハイボール」が前期に引き続き大きく売上を伸ばし、ソフトアルコール飲料全体をけん引しております。

一方、果実を直搾りしたストレート混濁果汁のチューハイ「直搾り」も、昨年3月、メインターゲットである女性を意識したデザイン変更や果汁分アップで全面リニューアルいたしました。震災直後の供給体制の早期確立も寄与し、その売上は大幅に増加いたしました。

以上の結果、ソフトアルコール飲料の売上高は、前期比120.1%の26,725百万円となりました。

その他酒類

国内ではハイボールブームにより国産ウイスキーの売上が好調でしたが、海外でも円高にもかかわらず、THE TOMATIN DISTILLERY CO. LTD（英国）がスコッチウイスキーの売上を伸ばし、株式会社ラック・コーポレーションによるブルゴーニュワインなどの輸入販売も好調でしたので、その他酒類の売上高は前期比111.4%の10,776百万円となりました。

以上の結果、酒類合計の売上高は前期比105.2%の131,927百万円となりました。

（調味料）

宝酒造株式会社では、前期に引き続き、家庭用、加工用、業務用に加え、今後ますます伸長が予想される中食市場への積極的対応を図りました。また、景気低迷の影響を受け、外食から内食への回帰もみられるなか、あらゆる販売チャネルで積極的な営業を展開いたしました。その結果、みりんの逡減傾向は変わらないものの、料理清酒その他でカバーし、調味料の売上は若干ではありますが増加いたしました。

海外でも、中国では食品加工業向け需要の回復傾向が続き、米国も合わせ円高の影響を上回るペースで伸びましたので、売上は増加いたしました。

以上の結果、調味料全体の売上高は前期比100.5%の22,141百万円となりました。

（原料用アルコール等）

原料である粗留アルコール価格の高騰が続くなか、難しい価格政策、販売戦略を強いられましたが、工業用アルコール、酒造用アルコールともに売上は増加し、原料用アルコール等の売上高は前期比103.8%の6,512百万円となりました。

（物流）

物流事業では外部売上の増加に加え、積極的に周辺分野への多角化に取り組み、その売上高は前期比103.6%の9,093百万円となりました。

（その他）

その他では、前連結会計年度中に新たに連結子会社としたFOODEX S. A. S.（仏国）の日本食材卸事業に係る売上が通年寄与するとともに、同期間比較でも大幅に増加したため、売上高は前期比135.7%の5,828百万円となりました。

以上の結果、宝酒造グループ全体の売上高は、ソフトアルコール飲料の好調と、FOODEX S. A. S.の通年寄与の効果により、前期比105.2%の175,503百万円となりました。利益面では原材料価格の高騰もあり売上原価率が上昇したため、売上原価は前期比106.0%の110,454百万円となり、売上総利益は前期比103.9%の65,049百万円となりました。また、震災により配送拠点に被害を受けたことによる運送費の増加や、焼酎、ソフトアルコール飲料の売上増に伴う販売促進費の増加により、販売費及び一般管理費は前期比104.0%の58,280百万円となりました。以上の結果、営業利益は前期比103.0%の6,768百万円と増益となりました。

[タカラバイオグループ]

タカラバイオグループでは長年培われたバイオテクノロジーを活用し、遺伝子工学研究事業、遺伝子医療事業、医食品バイオ事業の3つの領域に経営資源を集中し、業績の向上に努めました。

遺伝子工学研究事業

バイオテクノロジー関連分野の研究開発活動がますます広がりを見せるなか、こうした研究開発活動を支援する製品・商品やサービスを中心に展開する当事業をコアビジネスと位置づけております。

当事業の品目別売上高の状況は、主力製品である研究用試薬は円高の影響を受けたものの、前期比で増加いたしました。理化学機器は、質量分析装置等の売上高の増加が寄与し、前期比で増加いたしました。また、研究受託サービス等の売上高は、ほぼ前期並みとなりました。

以上の結果、当事業の売上高は前期比102.6%の16,300百万円となりました。

遺伝子医療事業

当事業では、最近の急速な細胞生物学の進歩によって基礎研究と臨床応用の距離がますます短くなり、再生医療の実用化が急速に進むなかで、リンパ球培養用培地・バッグの販売や、がん免疫細胞療法を実施する医療機関への技術支援サービス事業等を展開しております。これらに加え、高効率遺伝子導入技術レトロネクチン法、高効率リンパ球増殖技術であるレトロネクチン拡大培養法およびRNA分解酵素等の自社技術を利用したがんとエイズの遺伝子治療・細胞医療の早期商業化にも注力しております。

当事業の売上高は、がん免疫細胞療法に関する技術支援サービスの売上が、当グループがサービスを提供する医療機関が増加したこともあり好調に推移し、前期比170.8%の842百万円と大幅な増収となりました。

医食品バイオ事業

当事業では、食から医という「医食同源」のコンセプトに基づき、独自の先端バイオテクノロジーを駆使して日本人が古来常食してきた食物の科学的根拠を明確にした機能性食品素材の開発、製造および販売を行っており、ガゴメ昆布フコイダン関連製品、寒天オリゴ糖関連製品、明日葉カルコン関連製品およびキノコ関連製品等を中心に事業を展開しております。

当期は、健康食品の売上高は前期並みとなりましたが、キノコ関連製品が前期比で増加いたしましたので、当事業の売上高は前期比103.1%の2,435百万円と増収となりました。

以上の結果、タカラバイオグループの売上高は前期比104.5%の19,578百万円となりました。利益面では、売上原価が原価率の低下等により前期比103.8%の9,194百万円となりましたので、売上総利益は前期比105.1%の10,383百万円となりました。販売費及び一般管理費は、人件費および研究開発費等が減少いたしました。また、運送費等の増加により前期比100.6%の8,836百万円となりましたので、営業利益は前期比141.0%の1,547百万円と大幅に増加いたしました。

[宝ヘルスケア]

宝ヘルスケアでは、タカラバイオ株式会社の技術を生かした健康食品における通信販売網の構築を最優先の課題として売上拡大を図り、早期の黒字化を目指しております。当期は、フコイダン関連製品およびヘアケア製品を中心とするOEM事業の売上が増加いたしました。また、茶飲料PB供給事業の売上は減少いたしました。

以上の結果、宝ヘルスケアの売上高は前期比91.1%の2,338百万円となりました。利益面では、利益率の高いフコイダン関連製品の売上が増加したこともあり、売上高の減少にも関わらず、売上総利益は前期比103.2%の845百万円と増加いたしました。販売費及び一般管理費は、各費目で削減に努めた結果、前期比89.6%の960百万円となりました。また、引き続き事業育成のための広告宣伝費を先行的に投下したため、営業損失114百万円を計上いたしました。なお、営業損失は前期に比べ137百万円減少いたしました。

[その他]

その他のセグメントは印刷事業などの機能会社グループであり、売上高は前期比93.9%の7,704百万円、営業利益は同86.8%の190百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益8,590百万円、減価償却費4,431百万円、売上債権の増加5,787百万円、未払酒税の増加2,524百万円、法人税等の支払額2,507百万円などで9,013百万円の収入と前期に比べ448百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主として有形及び無形固定資産の取得による支出4,456百万円により4,779百万円の支出となり、前期に比べ6,543百万円の支出削減となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出1,085百万円、配当金の支払額1,768百万円など前期とほぼ同額の3,265百万円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物に係る換算差額を含めた当期末の現金及び現金同等物の残高は、前期末より781百万円増加し29,165百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）における生産実績をセグメントごとおよび品種別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（%）
品種		
宝酒造グループ		
焼酎	71,546	97.1
清酒	20,731	101.3
ソフトアルコール飲料	27,885	123.6
その他酒類	6,197	112.7
酒類計	126,361	103.4
本みりん	14,867	99.1
その他調味料	7,567	106.7
調味料計	22,435	101.5
その他	4	27.6
計	148,800	103.1
タカラバイオグループ	8,160	97.3
宝ヘルスケア	1,176	80.6
報告セグメント計	158,137	102.6
その他	3,313	92.0
合計	161,450	102.3

- (注) 1. 金額は酒税込み、消費税等抜きの販売価格によっております。
 2. 宝酒造グループの原料用アルコール等は、大部分が酒類等の原料として使用されていること、また、販売実績に対応する生産実績を正確に把握することが困難であることから記載を省略しております。
 3. 宝酒造グループの物流は、物流サービスの提供が主要な事業のため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

受注生産はほとんど行っておりません。

(3) 販売実績

① 品種別販売実績

当連結会計年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）における販売実績をセグメントごとおよび品種別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称 品種	金額（百万円）	前年同期比（％）
宝酒造グループ		
焼酎	73,458	101.0
清酒	20,967	100.8
ソフトアルコール飲料	26,725	120.1
その他酒類	10,776	111.4
酒類計	131,927	105.2
本みりん	14,718	98.6
その他調味料	7,423	104.7
調味料計	22,141	100.5
原料用アルコール等	6,512	103.8
物流	9,093	103.6
その他	5,828	135.7
計	175,503	105.2
タカラバイオグループ	19,578	104.5
宝ヘルスケア	2,338	91.1
報告セグメント計	197,420	105.0
その他	7,704	93.9
セグメント計	205,125	104.5
事業セグメントに配分していない収益 およびセグメント間取引消去	△6,434	—
合計	198,690	104.7

(注) 販売金額には酒税を含んでおりますが、消費税等は含まれておりません。

② 相手先別販売実績

主な相手先別の販売実績および総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	販売金額 (百万円)	総販売金額に 対する割合(%)	販売金額 (百万円)	総販売金額に 対する割合(%)
国分株式会社	35,364	18.6	36,312	18.3
日本酒類販売株式会社	20,394	10.7	22,444	11.3
三菱食品株式会社	—	—	21,279	10.7

(注) 1. 販売金額には酒税を含んでおりますが、消費税等は含まれておりません。

2. 前連結会計年度の三菱食品株式会社については、総販売金額に対する割合が10%未満のため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

(1) 対処すべき課題

国内では少子高齢化が進行し、総人口も減少に転じております。また原材料価格の高騰に加え、原発事故の影響による電力供給の不安や円高などによる経済の停滞は、企業業績や個人消費に大きな影響を与えています。

大衆消費財の製造・販売を中核事業とする当社グループにとって、消費人口の減少や消費マインドの減退により、販売競争がさらに激化することが予想されます。また、競合は酒類業界だけでなく全業種間の競争となりますが、その厳しい状況のなかで勝ち残っていくという課題に直面しております。さらに、国内の人口減少に対して海外では人口が増加しており、それに伴う資源の争奪戦が始まっております。天候不順や世界の政情不安、さらには投機マネーがそれに輪をかけ、原材料価格のさらなる高騰が懸念されます。しかしながらデフレ下の激しい販売競争は、原材料価格の上昇をそのまま製品価格に転嫁しにくい状況を生み出し、企業収益を圧迫する恐れがあります。

一方海外では、先進国での健康志向の高まりや医療の高度化、新興国での経済成長や所得水準向上に伴う、日本食市場およびバイオ関連市場の拡大など、当社グループにとって成長を見込める機会も数多く存在しています。

このような情勢のなか、当社グループでは2020年度末までの長期経営ビジョン「TaKaRaグループ・ビジョン2020」を策定し、環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立することで持続的成長を目指してまいります。また、その実行計画の第1ステップとして「TaKaRaグループ中期経営計画2013」に取り組んでおります。

「TaKaRaグループ中期経営計画2013」の概要につきましては、「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (4) 中長期的な経営戦略」をご参照下さい。

当社は持株会社として、これらの課題の解決に向け、グループ経営基盤の強化、風土・人財の育成、社会・環境行動の推進などを通じて、事業方針に沿ったグループ経営を実践し、当社グループの企業価値向上のため邁進してまいります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、平成19年6月28日開催の当社第96回定時株主総会における株主の皆様のご承認により、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる「当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（以下「本プラン」といいます。）」を導入いたしました。本プランの有効期間は、平成22年6月29日開催の当社第99回定時株主総会の終結時までとなっております。

そこで、当社は、平成22年5月11日開催の当社取締役会において、一部変更を加えた上で、本プランを継続する旨の決議を行い、同日公表いたしました。以下はその全文であり、平成22年5月11日現在の記述であります。

なお、文中の株主総会の承認を前提とする記述に関しましては当社第99回定時株主総会で承認されております。

1. 当社の株主共同の利益の確保・向上に関する取り組み

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して、株主の皆様が、当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。

また、当社は、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）が害されるということではなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

一方で、当社及び当社グループ（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念の下、日本伝統の酒造りの発酵技術と最先端のバイオ技術の革新を通じて、食生活や生活文化、ライフサイエンスにおける新たな可能性を探求し、新たな価値を創造し続けることによって、社会への貢献を果たしてまいりました。

また、グループとしての企業価値の向上を一層追求するため、平成14年には、酒類・食品事業（現：酒類・調味料事業）を主たる事業領域とする宝酒造グループと、バイオ事業を主たる事業領域とするタカラバイオグループを傘下に置く持株会社体制に移行しました。その後、平成18年には、宝酒造グループの機能性食品事業とタカラバイオグループの健康志向食品事業とのシナジーを最大化するため、グループ内の事業を再編し、健康食品事業を推進する宝ヘルスケア株式会社を設立しました。このように、当社は持株会社として、それぞれ

の事業会社グループの独自性と自立性を確保しながら、グループ全体の経営を調整、統括することにより、最大限の事業成果を追求することで、当社グループの企業価値の向上に努めております。

以上のような状況において、当社は、当社グループの経営にあたっては、事業会社グループの主たる事業である酒類・調味料事業とバイオ事業、健康食品事業という異なるビジネスモデルを持つ各事業に関する高度な専門知識と豊富な経験が必要であり、また、当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であると考えております。これらの諸要素こそが、当社グループの企業価値の源泉となっているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、将来にわたる株主共同の利益の確保、向上を追求する前提において、このような関係性を十分理解する必要があると考えております。

また、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等の濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し（あるいは明確にしないで）、買付けを行うことにより、当社株主の皆様にも事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等、株主共同の利益を害することが明らかな者が含まれている場合もありますが、そのような者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者となることが適当でないことは、明白であると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について以上のように考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくない者が現れた場合に対する一定の備えを設ける必要があると考えております。

(2) 基本方針に則って当社が取り組んでいる将来にわたる株主共同の利益の向上策

当社グループは、基本方針を実現するために、「酒類・調味料事業で安定的な収益をあげ、健康食品事業を将来の成長事業に育成し、バイオ事業（特に遺伝子医療分野）で大きく飛躍する」という方向性に基づいて事業を推進し、企業価値の持続的な向上に取り組んでおります。

なお、各事業の主な戦略は以下のとおりです。

●酒類・調味料事業（宝酒造グループ）：

持続的に安定した利益を創出し、当社グループの確固たるキャッシュフローを下支えする事業として、国内酒類事業の収益力の維持・向上に努める。同時に、加工業務用調味料事業及び海外事業において、事業基盤を構築しながら中長期的な飛躍を目指し、将来の成長事業へと育成する。

●バイオ事業（タカラバイオグループ）：

収益基盤のさらなる強化を図るため、遺伝子工学研究分野の事業の拡大・安定化を進め、医食品バイオ分野を第2の収益事業へと育成する。同時に、遺伝子医療分野における研究開発をさらに積極的に推進し、遺伝子医療の商業化を加速させることで将来キャッシュフローの最大化を目指す。

●健康食品事業（宝ヘルスケア株式会社）：

タカラバイオ(株)の技術を活かした商品における通信販売顧客の獲得を最優先の戦略として活動し、将来、当社グループの収益の柱となるような成長事業として確立できるよう、事業基盤の構築を進める。

また、当社グループは、企業としての社会的責任を果たし、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーから信頼されることによって、持続的な企業価値の向上が可能になると考えています。このような認識の下、当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と捉え、以下の体制を敷いております。

具体的には、平成22年5月11日現在、当社は、9名の取締役（うち1名は会社法第2条第15号に定める社外取締役）で構成される取締役会のほか、監査役制度を採用しております。5名の監査役のうち3名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社の監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類の調査を通じて、取締役の意思決定状況や職務執行の適法性を監査しています。また、経営環境への迅速な対応、取締役の経営責任の明確化のために、取締役の任期は1年としております。なお、平成22年5月11日現在、社外取締役1名及び社外監査役2名の計3名を独立役員として指定しております。

以上のとおり、当社グループは、将来にわたり株主共同の利益を最大化するために、基本方針に則った取り組みに基づき、日々の事業活動を行っております。

2. 本プラン導入・継続の目的

当社は、前記1. (1)のとおり、株主共同の利益を確保し、又は向上させるために基本方針を設けているところ、基本方針に照らして相応しくない者によって、財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、もっ

て、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を策定することが望ましいと考えております（本プランの概要図は、別紙1をご参照願います。）。

また、株主の皆様が、当社取締役会の事前の賛同を得ずに一定程度の経営支配権の異動が生じ得るような買付行為が行われる場合において、当該買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断を行う際には、必要十分な情報の提供を受け、かつ、一定の検討期間が確保された熟慮の上で意思決定を行うことが可能となる体制を確保することが、株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものと考えております。

さらには、特定の株主グループの買付行為に対して対抗措置（詳細は、後記3.（4）をご参照願います。）の発動を行う場合には、当社取締役会による恣意的な判断を可及的に排除するため、大規模買付者（後記3.（1）において定義します。）が大規模買付ルール（後記3.（1）において定義します。）を遵守しなかった場合を除き、対抗措置発動の是非を株主の皆様にご判断いただくこととし、当社株主総会を開催し、新株予約権無償割当てに関する事項の決定に係る議案をお諮りすることとします。このように、対抗措置の発動にあたって株主の皆様のご意思を反映することは、株主共同の利益の確保、又は向上に資するものと考えております。

このような考えに基づき、当社は、平成19年5月15日開催の当社取締役会において、本プランの内容を決議し、同年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、本プランを導入しました。

本プランの導入以降、平成22年5月11日現在までの間に、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用可能性があるような、当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識してはおりませんが、将来において、そのような者が現れる可能性は依然として否定できません。

そこで、株主共同の利益を害する買付行為から株主共同の利益を保護し、当社株主の皆様が、経営支配権の異動が生じ得る場面において、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断すること及び買付行為に対して対抗措置を発動することの是非を判断することができるよう、本プランを継続します。

3. 本プランの内容

(1) 本プラン適用の要件

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような当社株券等の買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、大規模買付行為に該当しないこととします。）に対して、適用されるものとします。

本プランが適用される場合、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、本プランに定められた以下の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しなければならないものとします。

（注1） 「特定株主グループ」とは、①当社の株券等（金融商品取引法（昭和23年4月13日法律25号。その後の改正を含む。以下同じとします。）第27条の23第1項に規定する株券等（注3）をいいます。）の保有者

（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又は②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味し、以下同じとします。

（注2） 「議決権割合」とは、①特定株主グループが、前記（注1）の①の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）をいい、②特定株主グループが、前記（注1）の②の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいい、以下同じとします。

（注3） 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

(2) 大規模買付ルールの内容

ア 大規模買付ルールの設定

当社が、大規模買付者に対して、遵守を要請するものとして設定する大規模買付ルールは、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者は、当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報を提出すること
- ② (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日（後記イにおいて定義します。以下、同じとします。）から30営業日を上限とする当社取締役会による買付提案（後記イにおいて定義します。以下、同じとします。）の評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと
(b) 検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性があり、対抗措置の発動を株主の皆様にご判断いただく必要があると判断し、その旨を決議し、公表した場合（以下、公表を行った日を「検討期間終了日」といいます。）、当該買付提案を行った大規模買付者については、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定に係る議案を付議するために検討期間終了日から60営業日以内に開催される当社株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。なお、事務手続上の理由から、検討期間終了日から60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとし、）が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと

イ 大規模買付ルール①について

本プランが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した当社所定の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様判断のために必要と認められる場合には、大規模買付者から意向表明書を受領した旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した日の翌日から5営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者及びそのグループ並びに買付提案等に関する情報（以下「必要情報」といいます。）を、以下の(a)乃至(j)に規定する大項目からなるリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）として交付します。

なお、必要情報リストに基づいて、当社取締役会が大規模買付者に対して提出を求める情報は、当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要な情報に限定されるものとします。

大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて（外国語によって作成された書面を提出する場合には、全文について日本語訳を添付しなければならないものとし、かつ、日本語の書面をもって正本とみなします。）、当社取締役会に提出しなければならないものとします。なお、ここで提出を受けた必要情報については、後記(3)ア(イ)のとおり、株主意思確認株主総会が開催される場合の招集通知に記載することとしますが、その際、招集通知に記載することができる文字数の上限は、原則として5,000字とします。

- (a) 大規模買付者及びそのグループに関する事項
- (b) 買付提案の目的
- (c) 大規模買付者及びそのグループのそれぞれの当社株券等の所有状況及び取引状況
- (d) 買付提案の買付条件（買付期間、買付価格及び買付予定数等）及び買付方法
- (e) 当社株券等の取得に関する許可等（ある場合のみ）
- (f) 当社株券等の買付価格の算定根拠
- (g) 買付資金の調達方法
- (h) 当社株券等を買付けた後の当社グループの経営方針及び事業計画等
- (i) 当社株券等を買付けた後の当社グループの従業員の処遇、取引先、顧客、地域社会等の当社の利害関係者との関係
- (j) コーポレート・ガバナンスへの取り組み及び考え方

大規模買付者から情報が提出された場合、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）の意見、助言等も参考にして、大規模買付者から提出された情報が当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分であるか否かについての検討を行い、必要情報として十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて必要な情報を提出するよう求めるものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分な情報が提出された日を検討期間（後記ウにおいて定義します。以下、同じとします。）の開始日（以下「検討

期間開始日」といいます。)として、買付提案についての検討を開始します。なお、検討期間開始日は、必要情報リストに基づいて大規模買付者から最初の情報提供があった日(以下、「初回情報提供日」といいます。)から最大30営業日以内とし、必要情報として十分な情報が揃わない場合であっても初回情報提供日から30営業日が経過したときは、直ちに検討期間を開始するものとします。また、初回情報提供日から30営業日が経過する前であっても、必要情報として十分な情報が提出された場合には、直ちに検討期間を開始するものとします。

当社取締役会は、検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様にその旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様の意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表するものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、後記(3)イに定める大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

ウ 大規模買付ルール②について

大規模買付者は、当社取締役会が、買付提案の評価検討を行う期間である検討期間開始日から最大30営業日以内の間(後記エに従って延長される場合を除き、延長はしないものとします。以下「検討期間」といいます。)は大規模買付行為を開始してはならないこととします(大規模買付ルール②(a))。

当社取締役会は、検討期間の間、大規模買付者から受領した必要情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するか否かを検討し、買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無を決議するものとします。この際、当社取締役会は、外部専門家からの意見、助言等も参考にすることとします。

当社取締役会は、当該決議が終了した場合には、決議の結果を、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により速やかに公表するものとします(後記エに従って延長される場合を除き、検討期間開始日から最大30営業日以内に公表します。)。大規模買付者は、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性がなく、対抗措置の発動を株主意思確認株主総会に付議する必要がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、決議の結果が公表された日の翌日以降、大規模買付行為を開始することができます。

これに対し、当社取締役会が、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものではないとして、対抗措置を発動する必要性・相当性があると判断し、その旨の決議が行われた場合には、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かの判断を株主の皆様に行っていただくために、株主意思確認株主総会を開催するものとします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当社取締役会の決議に基づいて一定の基準日を設定して議決権を行使することができる株主の皆様を確定することとします。なお、株主意思確認株主総会は、検討期間終了後60営業日以内に開催されるものとしますが、事務手続上の理由から60営業日以内に開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとします。大規模買付者は、当社取締役会が、株主意思確認株主総会を開催することとした場合、当該株主意思確認株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします(大規模買付ルール②(b))。

エ 買付提案が変更された場合

大規模買付者は、買付提案の変更を行う場合(以下、かかる変更後の買付提案を「変更買付提案」といいます。)、変更買付提案に係る必要情報を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、外部専門家の意見、助言等も参考にして、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る情報が必要情報として十分であるか否かを検討し、変更買付提案に係る情報が、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて変更買付提案に係る必要な情報の提出を求めるものとします。

この場合、変更前の買付提案に係る検討期間が開始されているか否かにかかわらず、変更買付提案に係る必要情報として十分な情報の提出があった日をもって、変更買付提案に係る検討期間開始日として、前記ウに記載する検討期間を設けるものとします。なお、変更買付提案に係る検討期間開始日は、大規模買付者から変更買付提案に係る最初の情報提供があった日から最大30営業日以内とします。

当社取締役会は、変更買付提案に係る検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様にその旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

もともと、検討期間開始日以降に買付提案が変更された場合であって、当社取締役会が、外部専門家の意見、助言等も参考にして、変更買付提案と変更前の買付提案とを比較して、変更前の買付提案から重要な変更

がないと判断した場合には、変更買付提案に係る検討期間として新たな検討期間を設けず、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る必要情報のうち、株主の皆様意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとします。

(3) 大規模買付者への対応

ア 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、検討期間を設け、買付提案（以下、変更買付提案があった場合には、当該変更買付提案を含むものとします。）の内容等について評価検討を行うこととします。

(ア) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断した場合

当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、前記(2)ウのとおり、決議の結果を公表するとともに、当社取締役会としては、特段の措置はとりません。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が公表した決議の結果及び必要情報等に基づいて、当該買付提案に応じるか否かの意思決定を行っていただくこととなります。

(イ) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合

当社取締役会は、前記1. (1)記載の基本方針に照らして、大規模買付者による買付提案の内容が株主共同の利益を害するおそれがあり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくないことが明白である場合には、大規模買付者に対する対抗措置発動の必要性・相当性があると判断し、その旨の決議を行います。この場合には、前記(2)ウのとおり、当社は、検討期間終了後原則として60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催するものとし、当社取締役会としては、株主意思確認株主総会の招集手続を進めるとともに、株主の皆様への情報提供、代替案の提示及び株主の皆様に対する説得行為等を行います。ただし、大規模買付者が買付条件を変更したことにより、対抗措置発動の必要性・相当性がないと当社取締役会が判断した場合には例外的に株主意思確認株主総会の開催を中止することがあります。

株主意思確認株主総会においては、定款第12条に基づいて、大規模買付者への対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案を付議します。株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に賛成する旨の決議がなされた場合、当社取締役会は、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

これに対し、株主意思確認株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に反対する旨の決議がなされた場合、当社取締役会としては、大規模買付ルールに基づく対抗措置の発動は行わないものとし、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うこととします。

なお、株主意思確認株主総会の招集に当たっては、原則として、招集通知に大規模買付者から提出を受けた日本語による情報を、原文のまま記載することとしますが、当社取締役会が特に認めた場合を除き、記載する文字数の上限は5,000字程度とし、大規模買付者から受領した情報の文字数がこれを上回る場合には、当社取締役会において、適宜、要約の上、記載することができるものとします。なお、招集通知の発送、印刷・封入作業等の事務手続上のスケジュールに鑑み、招集通知に記載する大規模買付者からの情報は、株主意思確認株主総会の開催日の8週間前までに当社に到達した情報に限られるものとします。それ以降に大規模買付者から提出された情報については、随時、当社ホームページに掲載するほか、当社取締役会が適当と認める方法により、適宜、公表します。ただし、当社ホームページに掲載する情報は、株主意思確認株主総会の開催日の3営業日前の17時までに当社に到達した情報までとします。

イ 大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が、必要情報を提出することなく、大規模買付行為を開始した場合又は大規模買付者が検討期間経過後、若しくは、株主意思確認株主総会が開催されることとなった場合に、当該株主意思確認株主総会における決議が終了する前に大規模買付行為を開始した場合等、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、大規模買付ルールに明白に違反していることが明らかとなった時点で、直ちに、新株予約権の無償割当てを行うことにより、対抗措置を発動することができるものとします。

(4) 対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うものとします。なお、対抗措置として行われる新株予約権の無償割当て時に、株主の皆様には割り当てられる新株予約権の概要は、後記(5)「新株予約権の概要」のとおりとします。

(5) 新株予約権の概要

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様には割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は、別紙2に規定するとおりです。なお、別紙2に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランは、導入時点において新株予約権の無償割当てを行うものではありませんので、導入時点では株主及び投資家の皆様の権利関係に影響はございません。

(2) 株主意思確認株主総会を開催する場合において株主及び投資家の皆様に与える影響

前記3. (3)ア(イ)のとおり、当社取締役会は、買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合には、株主意思確認株主総会を開催し、株主の皆様に対抗措置発動の是非をお諮りします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当該株主総会で議決権を行使できる株主の皆様を確定するために一定の日を基準日として公告しますので、基準日の最終の株主名簿に株主として記録される必要がある点にご留意下さい。

(3) 対抗措置の発動時において株主及び投資家の皆様に与える影響

対抗措置の発動として、本新株予約権の無償割当てがなされる場合には、割当基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられることとなります。割当てを受けた株主の皆様が、所定の行使期間内に、権利行使のために必要な手続を行わなかった場合、他の株主様による本新株予約権の行使により議決権比率及び経済的価値が低下することとなります（ただし、当社普通株式を取得対価とした取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合、議決権比率の低下は生じないこととなります。）。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置の発動に係る手続の過程において、当社取締役会の判断に基づいて、適宜、株主の皆様に必要な情報を公表しますが、新株予約権無償割当てに関する決議がなされた場合及び新株予約権無償割当てを実施したにもかかわらず、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得する場合には、当社株式の価格が少なからず変動することもありますので、株主の皆様におかれましては十分ご注意ください。

(4) 対抗措置の発動時において株主の皆様に必要なとなる手続

対抗措置の発動として、無償割当てによる本新株予約権の割当てがなされる場合、株主の皆様による申込みの手続は不要です。当社取締役会が定めた割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

このように、新株予約権無償割当てにおいては、当社取締役会が別途定める割当基準日における株主の皆様には本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、割当基準日における株主名簿に株主として記録されている必要があります。

(5) 当社による本新株予約権の取得に伴って必要となる手続

当社が、法定の手続に従って、当社取締役会が定める一定の日において、本新株予約権を取得する際には、株主の皆様へ、ご自身が買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、会社法及び金融商品取引法等の各種法令、その他金融商品取引所が定める規則に合致しております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上を目的として導入するものであること

本プランは、当社グループの株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入するものであり、株主の皆様が、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、買付提案に応じるか否か、あるいは、対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断できる仕組みとなっています。

(3) 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランは、平成19年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当ての決定機関に関する定款変更案及び新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されたことをもって導入されており、その導入に株主の皆様の意思が反映されています。また、平成22年6月29日開催予定の当社第99回定時株主総会において株主の皆様から新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されることを条件として継続することとされており、その継続にも株主の皆様の意思が反映される仕組みとなっています。また、実際に大規模買付者が登場した際に、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合には、株主意思確認株主総会において、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしており、株主の皆様の意思が十分に反映できる内容となっています。

(4) デットハンド型やスロー・ハンド型ではないこと

後記6. (2)のとおり、本プランは、取締役会の構成員の過半数が交代した場合には、廃止することができるものであり、いわゆるデットハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、いわゆるスロー・ハンド型（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）の買収防衛策ではありません。

6. その他

(1) 本プランの有効期間

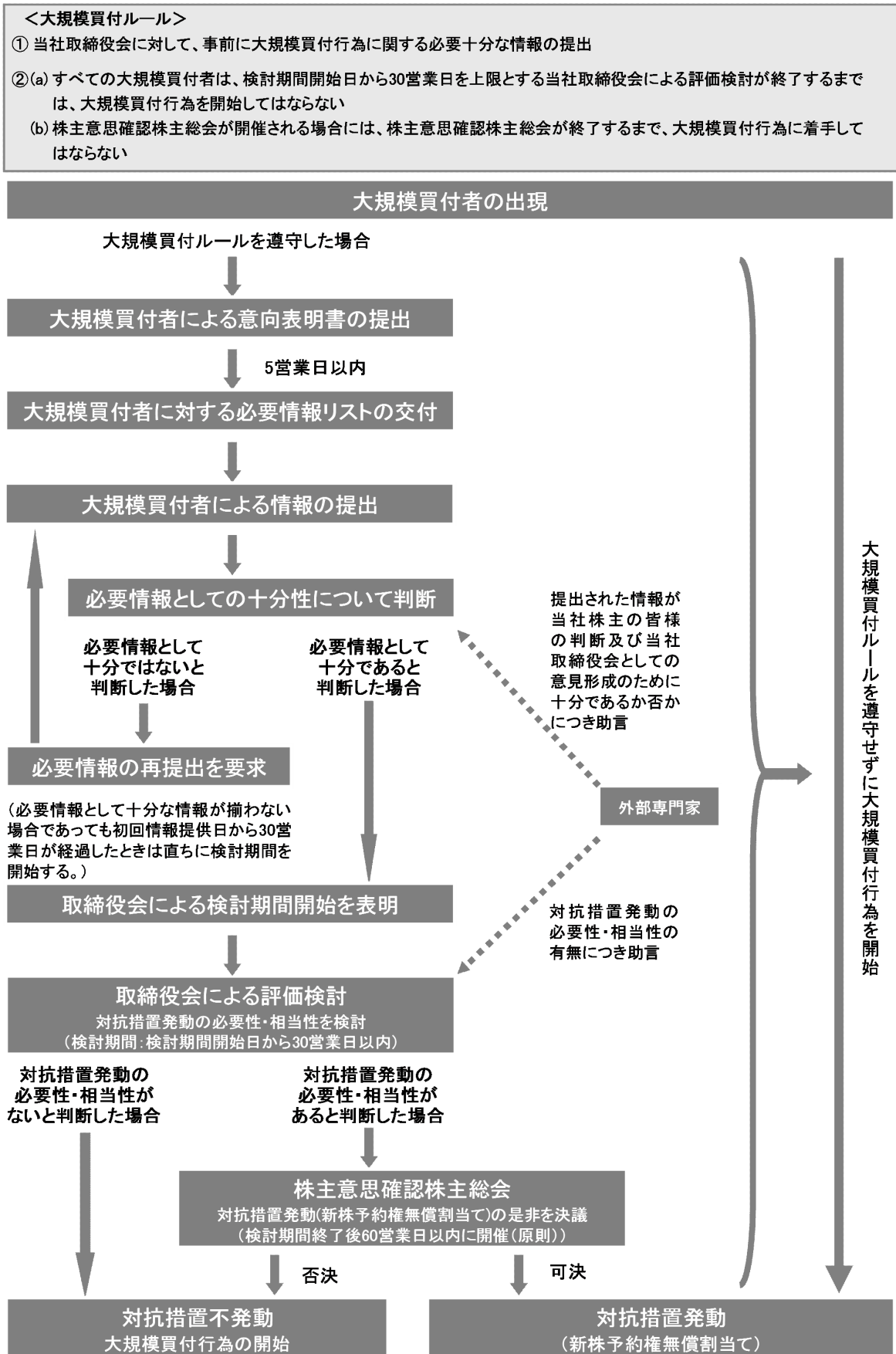
本プランの有効期間は、平成25年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとします。その後も本プランを継続する場合には、平成25年に開催される当社定時株主総会において、改めて、株主の皆様に、本プランの継続の可否について判断していただくこととします。

(2) 本プランの改廃

本プランは、大規模買付者が当社の議決権の過半数を保有することとなったなどの事情により、当社取締役の過半数が交代した場合には、当社取締役会の決議に基づいて廃止することができるものとします。

また、法令の新設又は改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、当社取締役会の決議に基づいて、適切な内容に改めることができるものとします。

以 上



別紙2 新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当ての対象となる株主等

当社取締役会又は当社株主総会が、別途定める一定の日（以下「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割り当てます。

2. 本新株予約権の総数

割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。

3. 本新株予約権の割当てが効力を生じる日

本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会又は当社株主総会にて別途定めるものとします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数は1株とします。ただし、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含みます。）又は併合等を行う場合には、当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株当たりの払込金額を1円以上で当社取締役会又は当社株主総会が定める額とし、これに本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とします。

6. 本新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者（以下「大規模買付者等」といいます。）は、本新株予約権を行使できないものとします。

7. 本新株予約権の譲渡による取得

本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の承認を要するものとします。

8. 本新株予約権の行使期間

当社取締役会又は当社株主総会において定めるものとします。

9. 本新株予約権の取得の条件

当社取締役会又は当社株主総会で定めるものとしますが、当社取締役会又は当社株主総会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合がありますものとしてします。

また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合がありますものとしてします。当該取得条項については、大規模買付者等からは本新株予約権を取得しないとの条件を付する場合がありますものとしてします。

10. 本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、発行しないものとします。

11. その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会又は当社株主総会が定めるものとします。

以 上

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業、その他においてリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。

なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める所存であります。なお、以下の記載事項は投資判断に関連するリスクすべてを網羅するものではありませんのでご留意下さい。

記載中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成24年6月28日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 酒類・調味料事業及び同事業の事業環境等に係るリスク

① 特定市場・特定商品への依存について

酒類・調味料事業の売上高の9割以上は、日本国内のものであり、その市場は、消費者の嗜好の変化の影響を受けやすいものであります。当社グループは、消費者の嗜好の変化を捉えた商品の開発や、他社商品と差別化を図った独創的な商品の開発に注力しておりますが、特に近年では消費動向の変化が加速しております。そのため、今後当社グループが消費者の嗜好や市場の変化を捉えた魅力的な商品を提供できない場合は、将来の成長性や収益性を低下させ、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また日本では、少子化、高齢化が進行し、すでに人口は減少局面に入ったと言われております。人口の減少が酒類の需要の減少を招いた場合には、当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 競合について

近年の酒類小売免許の規制緩和に伴い、流通構造は大きく変化し、競合各社の価格・製品戦略による圧力の高まり等、競争は激化しております。これらの競争が、当社グループにおいて進めております高付加価値商品の開発・育成や、ブランド力強化、流通業態の変化に対応した販売活動、そしてコストダウン等の戦略・施策で対応できないほどに激化する場合には、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 製造に関する依存について

酒類製品の大部分は、宝酒造株式会社の伏見工場（京都市伏見区）および松戸工場（千葉県松戸市）で製造され、また当社グループは、それらの工場における製造ラインの拡大を行っております。従いまして、これらの地域において大規模な地震やその他の操業を中断する事象が発生した場合、当社グループの商品の生産、供給能力が著しく低下し、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの主要な原材料であるエチルアルコールは、消防法において第4類危険物（火災発生、拡大の危険性が大きく、消火の困難性が高いなどの性状を有する引火性液体）として指定されております。

④ 原材料価格の変動について

当社グループの原材料の調達については、調達先の国又は地域の天候や経済状況の影響を間接的に受ける可能性があります。焼酎等の原料である粗留アルコールは主に南米やアジア地域の、また清酒等の原料米は主に日本の天候、原料相場の影響を受けます。近年では、粗留アルコールの買入価格が上昇しており、原材料の調達価格の高騰は製造コストの上昇に繋がり、また市場の状況等により販売価格に転嫁できない場合には、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特有の法的規制について

酒類事業は、日本国内において酒類の製造免許、販売業免許、酒税等を定める酒税法の規制を受けております。当社グループは酒税法に基づき、販売業免許のほか、種類別、製造場ごとに所轄税務署長の製造免許を取得しております。今後の事業展開においても酒税法の規制を受けるほか、酒税の税率の変更によって酒類の販売価格、販売動向等に影響を受ける可能性があります。

⑥ 飲酒に対する社会的規制について

酒類は一般的に、適度な飲酒は疲労感を和らげ、食欲を増進させるなどの効果を持ち、適正な飲酒習慣はストレスを緩和し、人間関係を円滑にする役割を果たす一面を持つと言われておりますが、一方で、人々の健康の保持・向上という観点からの考慮を必要とする、他の一般物品にはない致酔性、慢性飲酒影響による臓器障害、アルコール依存症、未成年者飲酒、妊娠している女性の飲酒を通じた胎児への影響といった種々の問題を有していることが指摘されております。当社グループでは、これらの指摘を認識したうえで、酒類の製造、販売を行う企業として、人々の健康を維持増進し、社会的責任を果たす観点から「節度ある適度な飲酒」を普及啓発する様々な取り組みを行っておりますが、これらのアルコールに関連する諸問題が社会的に一層深刻となった場合には、当社グループの製造・販売活動に何らかの影響、規制が及ぶ可能性があり、酒類事業の将来性、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) バイオ事業及び同事業の事業環境等に係るリスク

① 研究開発活動について

バイオ事業においては、多岐にわたるバイオテクノロジー関連産業分野において広範囲にわたる研究開発活動を行っており、当社グループは、競争優位性を維持していくためにも、研究開発活動を非常に重要であると考え、積極的に研究開発費を投下しております。しかしながら、研究開発活動は計画通りに進む保証はなく、特に遺伝子医療事業における臨床開発については長期間を要しますので、十分な研究開発活動の成果が適時にあがる保証はないことから、研究開発活動の遅延により、当社グループの事業戦略や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、現在推進している研究開発活動から必ずしも期待した効果を得られる保証はなく、その結果、当社グループが計画する収益を上げられない可能性があります。

② 競合について

バイオ事業の収益基盤である遺伝子工学研究事業において、当社グループのリアルタイムPCR(Polymerase chain reaction)法に関するライセンス契約は非独占的でありライセンスを保持している企業は多数あるため、競争はますます激化しております。また、理化学機器の製造販売には医療機器のような許可や承認を必要としないことから、参入は比較的容易であり、多数の競合企業が存在しております。

遺伝子医療事業では、様々な遺伝子導入法や効率的なベクターが開発されてきており、遺伝子治療の対象疾患も先天性遺伝病・感染症・種々のがんから、致死的でない慢性疾患にまで広がり、さらに細胞医療に関しては、直接的な疾患治癒の目的だけでなく患者のQOL(クオリティ・オブ・ライフ)を改善させる目的にも適応することができるようになり、大きな市場が望めるようになったことから、欧米のベンチャー企業を含め多数の企業が遺伝子治療や細胞医療の研究開発に取り組んでおります。

医食品バイオ事業においては健康食品ブームでもあり、その急拡大している市場を目指し、食品企業のみならず製薬企業まで多数の企業が参入しております。いわゆる表示義務の問題などから効能や効果の表現が難しいうえに、差別化のために実験データを販売促進に使用することができないため、新規参入が容易で競争はますます激化しております。

これらの市場環境の下、当社グループでは、新たな事業プロジェクトの立ち上げや研究開発段階にあるプロジェクトの早期の商業化に努めておりますが、他社が同様の製品や技術を当社グループより先に商業化した場合、あるいは当社グループが保有する技術より優れた技術を商業化した場合には、当社グループの事業計画、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 製造に関する依存について

遺伝子工学研究事業における製品製造の大部分は、中国の子会社である宝生物工程(大連)有限公司で行っており、今後も依存度が高くなると考えております。従いまして、これらの地域において治安の悪化や大規模な地震、その他の操業を中断する事象が発生した場合、当社グループの商品の生産、供給能力が著しく低下し、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 特有の法的規制について

遺伝子工学研究事業における研究開発を進めるにあたっては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律や遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律などの関連法規の規制を受けており、当社グループは当該法規制を遵守していく方針であります。また、試薬類の製造販売にあたっては、毒物及び劇物取締法など関連法規を遵守する必要がありますが、薬事法に定める医薬品ではないことから、同法の適用および規制は受けておりません。しかしながら、研究支援産業の拡大などに伴い、このような規制が強化されたり、新たな規制が導入された場合などにおいては、当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

遺伝子治療や細胞医療の商業化は、薬事法など関連法規の規制を受けており、当社グループは当該法規制を遵守していく方針であります。これら薬事法など関連法規は、医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器の品質、有効性および安全性の確保を目的としており、商業活動のためには所轄官公庁の承認又は許可が必要になります。当社グループが遺伝子医療事業で研究開発を進めている個々のプロジェクトについて、かかる薬事法に基づく許認可が得られる保証はありません。

また、活性化リンパ球療法のような新しい療法については、今後、薬事法や医師法などの承認やその他規制が及ぶ可能性があり、このような規制が強化されたり、新たな規制が導入された場合などにおいては当社グループの事業戦略に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 知的財産権について

当社グループは、研究開発の成否がそのまま事業開発の成否につながるバイオテクノロジー関連産業において、特許その他の知的財産権の確保は非常に重要であると認識しており、競合他社を排除するために自社の技術の特許で保護しております。今後も研究開発を進めていくにあたり、特許出願を第一に考え対応していく方針ですが、出願した特許すべてが登録されるとは限らず、また登録特許が何らかの理由で無効となったり、期間満了などにより消滅した場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、バイオテクノロジー関連産業においては、日々研究開発競争が繰り広げられており、当社グループが自らの技術の特許権により保護したとしても、当社グループの研究開発を超える優れた開発力により、当社グループの特許が淘汰される可能性は常に存在していると考えております。さらに、当社グループは今後の事業展開の中で、有望な他者特許については取得又はライセンスを受ける方針であります。このために多大な費用が発生したり、必要な他者特許が生じてそのライセンスが受けられない可能性があります。

(3) グループ共通のリスク

① 投資有価証券の減損処理について

当社グループでは、時価のある有価証券を保有しておりますが、時価が著しく下落した場合には、取得原価と時価との差額を当該期の損失とすることとなり、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 固定資産の減損処理について

当社グループでは、固定資産を保有しておりますが、固定資産の減損に係る会計基準の対象となる資産又は資産グループについて減損損失を認識すべきであると判定した場合には、当該資産又は資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当該期の損失とすることとなり、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 退職給付債務について

当社グループの従業員退職給付費用および債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待収益率に基づいて算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用および計上される債務に影響を及ぼします。年金資産運用で利回りが悪化した場合には当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 海外展開について

当社グループは、北米、欧州、中国を中心とするアジアなどにおいても、生産、販売など事業活動を展開しております。これらの国又は地域で、経済状況、政治、社会体制等が著しく変化したり、また地震など自然災害の発生による影響を受けた場合は、需要の減少や、生産施設における操業の中断などを引き起こし、当社グループの事業計画や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 為替レートの変動について

当社グループが事業を展開する日本国外の各地域における売上、費用、資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表の作成のために円換算されております。これらの項目は、換算時の為替レートにより円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。

当社グループは、為替予約取引など為替ヘッジ取引を行い、為替レートの変動による悪影響を最小限に止める努力をしておりますが、中長期的には為替変動により計画的な調達および販売活動を確実に実行できない場合があるため、為替レートの変動は当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 製造物責任について

当社グループが開発、製造する全ての商品について製造物責任賠償のリスクが内在しています。特に、酒類、食品、医薬品、医療機器などについては、製造、販売、臨床試験において瑕疵が発見され、健康障害等を引き起こしたりした場合には製造物責任を負う可能性があります。また、製造物責任賠償については保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を十分にカバーできるという保証はありません。大規模なリコールや製造物責任賠償につながるような商品の欠陥は、多額のコストが発生するうえに、当社グループの評価に重大な影響を与え、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 特有の行政制度及び法的規制について

当社グループは、事業を展開する各国において、事業・投資の許可、国家安全保障又はその他の理由による輸出制限、関税をはじめとするその他の輸出入規制等、様々な政府規制の適用を受けております。また、通商、独占禁止、特許、消費者、租税、為替管制、運輸、環境・リサイクル関連の法規制の適用も受けております。これらの規制を遵守できなかった場合、当社グループの活動が制限される可能性があり、またコストの増加につながる可能性があります。

また、食品を扱う会社として、食品衛生法に基づいた営業施設の整備、器具・容器包装の管理やその他の製造工程および販売などの管理運営を行っております。当社グループでは、食品衛生法を遵守し、食品衛生管理には万全の注意を払っておりますが、食品衛生問題や故意の妨害も含め食品の安全問題は不可避の問題でもあり、これらに関する問題が発生した場合は、当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、健康食品の販売にあたっては、薬事法に基づいた効能効果や用法用量などの表示や広告についても遵守するよう努めておりますが、一般的に健康食品の性質上、いわゆる表示義務違反となる可能性は完全には否定

しがたく、そのような場合には当社グループへの信頼の低下等により、当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、一部の商品の販売では、インターネットによる通信販売を展開しており、特定商取引に関する法律に基づいた表示規制などについても遵守する必要があります。

⑧情報の管理について

当社グループは、販促キャンペーンや通信販売等により、多数の個人情報を保持しており、個人情報の管理に関しては、管理体制の構築、責任者の設置、従業員に対する継続的な研修会の実施等、個人情報の漏洩を防ぐための万全の努力をしております。しかしながら、予期し得ない事象により、個人情報に限らず社内情報の紛失、漏洩、改ざんなどのリスクがあり、このような事態が発生した場合には、当社グループへの信頼の低下等により、当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨訴訟について

当社グループでは、事業の遂行にあたり各種法令および規制等に違反しないようコンプライアンス活動を強化するなど最善の努力をしております。しかしながら、国内外において事業活動を遂行していくうえで、当社グループおよびその従業員が法令等に対する違反の有無にかかわらず、製造物責任法や知的財産権、発明対価請求などの問題において訴訟提起される可能性を抱えています。万が一当社グループが訴訟を提起された場合、また不利な判決結果が生じた場合は、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは蓄積された発酵技術を基礎に、バイオテクノロジーの技術を応用し、宝酒造グループ、タカラバイオグループの各部門で幅広い研究活動を展開しております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は3,027百万円（セグメント間の取引消去後）であり、各事業部門における研究内容等は次のとおりであります。

（宝酒造グループ）

宝酒造グループにおいては、宝酒造(株)の蒸留技術部、醸造技術部および研究開発センターを中心に、機能や成分で差別化された付加価値の高い製品の開発を目的に、微生物の育種、原料・素材の解析、生産技術の研究開発を行っております。

焼酎では、「麦小路」のリニューアルとして、自社開発した酵母を利用し、すっきりとした味わいと華やかな香りの「厳選麦小路」を製品化しました。また、焙煎方法にこだわることで、煎りごまの香ばしい風味を実現した 煎り白ごま焼酎「ごまふわわ」を開発しました。さらに、さわやかなミントの香りが特徴のミント焼酎「MIN+」（ミントス）を発売いたしました。

清酒では、スパークリング清酒として、ほどよい酸味とほんのり甘い味わいが特徴の松竹梅白壁蔵「霽」を、さらに酒造好適米「山田錦」を全量使用し、すっきり飲みやすい辛口の味わいを実現した特撰松竹梅「山田錦」＜特別純米＞辛口を発売しました。また環境に配慮した新容器の製品として、松竹梅「天」エコパウチ、料理のための清酒パウチパックを上市いたしました。

チューハイ関連では、ドライな味わいが好評のT a K a R a 「焼酎ハイボール」シリーズに＜ウメ＞を加え、また果汁のおいしさにこだわった「直搾り」シリーズでは、果実のとろけるような口あたりと優しい甘さが特徴的なアルコール分3%の“くちどけ”を発売いたしました。また、ライト系チューハイとして昨年登場した「琉球ハイボール」に、＜沖縄パッションフルーツ＞＜沖縄の青いサワー＞＜ハイビスカスレモネードサワー＞を、T a K a R a 「Beauty Sparkling」シリーズではコラーゲンを配合した＜びちびちピーチ＞を新発売しました。さらに近年順調に伸長している梅酒市場に向け、健康イメージの高い“うめ酢”を配合した、低アル梅酒T a K a R a 「梅酒生活」を発売いたしました。

調味料では、従来の清酒には含まれていない、かつお節や干し椎茸の旨味である核酸を含有した「京寶」料理用清酒＜旨味＞を、まただし調味液では、さば節の特長である雑味を強く感じる、さば節調味液「だししるべS B - 5」と、経済性と風味力価に優れたこんぶ調味液「だししるべL P - 1」を発売いたしました。

なお、当セグメントに係る研究開発費は371百万円であります。

(タカラバイオグループ)

タカラバイオグループにおいては、研究用試薬をはじめ、遺伝子解析、遺伝子治療、細胞医療、機能性食品素材ならびにキノコなど、広範囲の分野における幅広い研究開発活動を、タカラバイオ(株)のバイオ研究所、細胞・遺伝子治療センター、製品開発センター、米国のClontech Laboratories, Inc. (以下、クロンテック社)を中心に展開しております。

遺伝子工学研究事業においては、日本国内でトップシェアを有する遺伝子増幅法関連試薬などの研究用試薬をはじめ、ゲノム解析、遺伝子機能解析および遺伝子検査などに関する研究開発活動を行っております。

当期においては、クロンテック社がタンパク質間の相互作用を制御する試薬を、タカラバイオ(株)が生きた病原菌のみを選択的に検出する試薬を、それぞれ開発いたしました。

遺伝子医療事業においては、伊国モルメド社、米国バイレックス社などに、タカラバイオ(株)が開発した血球系細胞への高効率遺伝子導入技術レトロネクチン法をライセンスアウトし、これらの企業がレトロネクチン法を用いた遺伝子治療の臨床開発を進めるとともに同社自身も臨床開発を進めております。また、がん免疫細胞療法に有用なレトロネクチン拡大培養法を開発し、タカラバイオ(株)が医療機関と提携し、臨床開発を進めております。

当期においては、遺伝子治療事業に関して、白血病を対象としたHSV-TK遺伝子治療の臨床試験における2例目の被験者の治療が国立がん研究センター中央病院で実施されました。また、タカラバイオ(株)の協力のもと、三重大学医学部附属病院にて食道がんを対象としたTCR遺伝子治療の臨床研究における4例目の被験者の治療が実施されました。さらに、米国において抗がん剤「腫瘍溶解性ウイルス HF10」の臨床試験を実施いたしました。

細胞医療事業に関しては、ナチュラルキラー細胞療法に関する研究を実施いたしました。

医食品バイオ事業においては、「医食同源」をコンセプトに、昆布フコイダン、寒天オリゴ糖や明日葉カルコン、きのこテルペン等の生理活性物質の探索を行っており、これらの研究成果をもとに健康食品分野での事業展開を積極的に推進しております。

当期においては、ガゴメ昆布フコイダンのヒト試験を実施いたしました。

また、上記の3事業に分類しきれない事業横断的な研究、あるいは、どの事業の研究開発の推進にもその成果が利用できる基礎的な研究も推進しております。当グループとしては、各研究開発プロジェクトの相互作用・フィードバック効果を利用して、戦略的な研究開発の推進を目指しております。

なお、当セグメントに係る研究開発費は2,658百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

なお、この連結財務諸表の作成にあたりましては、引当金の計上など一部に当連結会計年度末時点での将来見積りに基づいているものがありますが、これらの見積りは、当社グループにおける過去の実績や将来計画を考慮し、「退職給付に係る会計基準」「税効果会計に係る会計基準」「金融商品に係る会計基準」「固定資産の減損に係る会計基準」などに準拠して行っております。また、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1. 業績等の概要」に記載のとおりであります。

宝酒造グループでは消費者の低価格志向、ビールメーカーなどの他社との厳しい販売競争、国内飲酒人口の減少傾向などに加え、原材料価格の高騰といった厳しい経営環境が続くなか、高付加価値商品から普及型商品までの幅広い差別化された商品群を、その商品特性を訴求し、粘り強い営業活動を行ってまいりました。

宝酒造株式会社では、昨年3月の東日本大震災により物流拠点には大きな影響を受けましたが、生産拠点への影響は軽微であったため、いち早く生産・供給体制を整え、製品の安定供給に注力いたしました。その結果、ソフトアルコール飲料を中心に売上が好調に推移し、セグメント全体では前期比105.2%の175,503百万円と増収となりました。一方、主原料である粗留アルコールの高騰により売上総利益率が悪化したことに加え、震災への緊急対応で運送費が増加したこと、および商品構成の変化などにより販売促進費が増加したことなどにより、当セグメントの営業利益は前期比103.0%の6,768百万円にとどまりました。

タカラバイオグループでは、主力製品である研究用試薬の売上高が、円高の影響を受けたものの増収となったほか、遺伝子医療事業が大幅な増収となるなど、セグメント全体で増収となりました。人件費および研究開発費の減少

により販売費及び一般管理費が売上高の伸びにもかかわらず前期並みとなったことにより、セグメント営業利益は前期比141.0%の1,547百万円と増益となりました。これを受け、タカラバイオ株式会社では、会社設立後初の利益配当を実施いたしました。

タカラバイオグループでは既存のビジネスモデルの拡大による収益向上だけではなく、遺伝子医療や医食品バイオといった新規事業に積極的に研究開発資金を投下し、将来の飛躍的な収益増加を目指しております。そのため今後も研究開発投資を加速していく必要があると判断しております。

宝ヘルスケアでは、設立後営業赤字が続いておりますが、健康食品における通信販売網の構築を最優先の課題として売上拡大を図り、早期の黒字化を目指しております。茶飲料P B供給事業の売上減少により当期の売上高は前期比91.1%の2,338百万円となりましたが、販売費及び一般管理費の削減に努めた結果、営業損失は前期に比べ半減の114百万円となり、次期の営業黒字化へ目途をつけました。

以上のように、すべてのセグメントで増益あるいは損益の改善となり、その他のセグメントも含めた当社グループ全体の営業利益は前期比111.2%の9,264百万円と増益となり、金融収支の改善などにより、経常利益も前期比114.1%の9,617百万円と増益となりました。

特別損益では、前期中に見積れなかった東日本大震災に係る追加損失がありましたが、税金等調整前当期純利益も前期比114.5%の8,590百万円となり、法人税率の改正に伴う繰延税金資産の取崩しがありましたが、当期純利益も前期比105.5%の3,995百万円と増益となりました。

(3) 財政状態の分析

当期末における総資産は、前期末に比べ4,988百万円増加し197,437百万円となりました。このうち流動資産は126,078百万円となり、前期末に比べ6,370百万円増加いたしました。売上の増加および期末日が休日であったことによる受取手形及び売掛金の増加が主な理由であります。

固定資産では、有形固定資産が、不動産賃貸事業用土地の取得があったため351百万円増加いたしました。一方無形固定資産は、のれんの償却などにより792百万円減少いたしました。また、法人税率の引下げに伴う繰延税金資産の取崩しなどにより、投資その他の資産も940百万円減少いたしました。これらにより固定資産全体では前期末より1,382百万円減少し71,359百万円となりました。

流動負債は、1年内償還予定の社債5,000百万円の固定負債からの振替や、期末日が休日であったことによる未払酒税の増加などにより前期末に比べ9,794百万円増加し、51,247百万円となりました。固定負債は社債の振替などにより5,570百万円減少し、38,530百万円となりました。以上の結果、負債合計は前期末に比べ4,223百万円増加し89,777百万円となりました。

純資産は、利益剰余金の増加2,227百万円がありましたので、為替換算調整勘定のマイナスの増加746百万円や、株主還元策としての自己株式の増加1,070百万円がありましたが、前期末より764百万円増加し107,659百万円となりました。

(4) 中長期的な経営戦略

当社グループは2011年4月より、10か年の長期経営ビジョン「TaKaRaグループ・ビジョン2020」の実現に向けた第1ステップの位置付けとして「TaKaRaグループ中期経営計画2013」（2014年3月までの3か年）を策定し、新たなスタートを切りました。

「TaKaRaグループ中期経営計画2013」では、国内における安定成長の実現と、海外で大きく成長するための事業基盤の拡大を基本方針に掲げており、その概要は以下のとおりであります。

基本方針

「TaKaRaグループ・ビジョン2020」の実現に向けて、国内での安定成長を実現するとともに、海外で大きく成長するための事業基盤を拡大する。

定量目標

2014年3月期 TaKaRaグループ

連結売上高 2,000億円以上 連結営業利益 100億円以上
海外売上高比率 10%以上 成長事業+育成事業売上高比率 25%以上

(記載の数値目標は中期経営計画策定時点での計画であり、その達成を保証するものではありません)

事業の位置付けと事業方針

当社グループの事業をその成熟度合いにより、基盤事業、成長事業、育成事業に区分いたします。

基盤事業	中核事業として収益力の強化に取り組み、グループの成長を支える。
------	---------------------------------

●国内酒類事業

差別化品質を持ったオリジナリティある新商品の開発やブランド育成、さらに利益マネジメントの強化や業務効率化によって収益力を強化し、安定成長を遂げる。そして、安定的なキャッシュフローを生み出し、グループの成長を支える。

成長事業	成長が見込まれる市場で、積極的に事業拡大を図り、グループ全体の成長を牽引する。
------	-----------------------------------------

●海外酒類事業、日本食材卸事業

海外における日本食材卸の販売網を確立し、日本食材卸事業と海外酒類事業のシナジー効果を最大限発揮することで、事業成長を加速させ、グループ全体の成長を牽引する。

●調味料・酒精事業

加工業務用調味料と酒精それぞれの領域で事業拡大を進めるとともに、両事業統合のシナジーを活かしてB to B事業の成長を加速させ、グループ全体の成長を牽引する。

●遺伝子工学研究事業

基盤技術開発と新興国を含めた国内外の市場開拓を積極的に進めることで、さらなる売上拡大と収益力強化を果たし、グループ全体の成長を牽引する。

育成事業	成長が見込まれる市場で、次期の成長事業化を目指し、事業基盤の確立に取り組む。
------	----------------------------------------

●健康食品事業

タカラバイオ㈱の技術力による健康食品素材のエビデンス強化と、効果的かつ効率的な費用投下による通信販売顧客の獲得やB to B市場での販促強化を通じて、売上拡大を図り、今後の飛躍的な成長に向けて事業基盤の確立に取り組む。その過程で、2013年3月期に宝ヘルスケア社の黒字化を果たす。

●遺伝子医療事業

国内初の体外遺伝子治療の商業化を目指し、臨床開発を推し進めるとともに、技術支援サービス等の売上拡大を目指す。

財務方針

健全な財務体質を維持しながら、成長・育成事業への投資と、積極的な株主還元を実施し、ROE（自己資本利益率）の向上を目指す。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況は、営業キャッシュ・フローが売上債権の増加等により前期に比べ448百万円の収入減少となりましたが、投資活動によるキャッシュ・フローが、連結範囲の変更を伴う子会社株式（FOODEX S.A.S.）の取得による支出があった前期に比べ6,543百万円の支出減少となったため、財務活動によるキャッシュ・フローで若干支出超過がありましたものの現金及び現金同等物の期末残高は前期末より781百万円増加し29,165百万円となりました。また、投資活動によるキャッシュ・フローに含まれる定期預金の預入や有価証券の取得は、実質的には余資の短期運用であり、これらを考慮すると現金及び現金同等物の期末残高は前期水準を上回っております。

これにより当面の設備投資や株主還元および成長・育成事業への投資などは自己資金で賄う予定ですが、次期以降に予定される社債の償還に充当するため、本年4月、普通社債の発行による調達10,000百万円を実施いたしました。これらを含めて現時点の計画に基づく十分な流動性を確保しております。

宝酒造グループの次期の設備投資は、減価償却の範囲に収まる見込みですが、新たなM&Aなど自己資金を超える資金が必要な場合には社債の発行などで調達する可能性があります。なお、当社の既発行社債の債券格付、発行登録予備格付はともに㈱格付投資情報センター（R&I）および㈱日本格付研究所（JCR）からA格を取得しております。この他、機動的な資金調達を目的に、融資枠10,000百万円のコミットメントラインを設定しております。

タカラバイオグループの当面の研究開発投資、設備投資資金につきましては、自己資金で賄う予定ですが、今後新規事業の立ち上げや事業規模の拡大により資金需要の増加が見込まれる場合は別途資金調達の可能性があります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は、宝酒造グループやタカラバイオグループにおける生産能力および研究開発設備の増強、維持ならびにIT関連投資を目的として実施し、その金額は建設仮勘定に計上したものを含め総額5,330百万円でありました。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

セグメントごとの設備投資（無形固定資産を含む）は、以下のとおりであります。

セグメントの名称	内容	投資金額 (百万円)
宝酒造グループ	宝酒造(株) 新製品対応設備等	2,743
タカラバイオグループ	タカラバイオ(株) 次世代シーケンサー等	926
宝ヘルスケア		32
その他	不動産賃貸事業にかかる土地購入等	2,252
全社（共通）（注2）		17
セグメント間消去		△641
合計		5,330

（注）1. 金額には消費税等は含まれておりません。

2. 事業セグメントに配分していない当社の投資金額であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	土地		リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
					面積 (㎡)	金額 (百万円)				
本社 (京都市下京区)	全社（共通）	その他設備 (注6, 8)	83	14	58,124	1,183	256	1,537	16 [-]	

(2) 国内子会社

平成24年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)	
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	土地		リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
						面積 (㎡)	金額 (百万円)				
宝酒造(株)	松戸工場 (千葉県松戸市)	宝酒造グループ	原料用アルコール、酒類、酒類調味料生産設備	1,675	2,030	134,208	739	-	179	4,625	176 [14]
宝酒造(株)	楠工場 (三重県四日市市)	宝酒造グループ	原料用アルコール、酒類、調味液生産設備	857	610	57,178	363	-	74	1,905	70 [3]
宝酒造(株)	伏見工場 (京都市伏見区)	宝酒造グループ	酒類、酒類調味料生産設備	2,404	2,663	53,450	1,600	-	82	6,751	194 [28]
宝酒造(株)	白壁蔵 (神戸市東灘区)	宝酒造グループ	酒類生産設備	718	524	14,611	60	-	19	1,322	24 [9]
宝酒造(株)	黒壁蔵 (宮崎県児湯郡高鍋町)	宝酒造グループ	酒類生産設備	719	1,057	73,705	712	-	19	2,509	63 [22]
宝酒造(株)	本社 (京都市下京区)	宝酒造グループ	その他設備 (注7, 8)	1,298	229	38,985	1,754	-	200	3,482	299 [5]
タカラ物流システム(株)	本社及び支社 (京都府京田辺市他)	宝酒造グループ	物流設備、その他設備(注9)	234	15	[49,918] 5,244	24	5	31	311	72 [-]
タカラ長運(株)	本社及び支店 (長崎県長崎市他)	宝酒造グループ	物流設備、その他設備(注10)	366	185	[8,930] 24,177	[16] 751	386	16	1,706	273 [19]

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額							従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地		リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
						面積 (㎡)	金額 (百万円)				
タカラバイオ㈱	本社及び研究所 (滋賀県大津市)	タカラバイオグループ	研究用試薬等製造設備、研究開発用設備、その他設備	472	45	13,880	536	2	289	1,345	210 [3]
タカラバイオ㈱	草津事業所 (滋賀県草津市)	タカラバイオグループ	研究用試薬等製造設備、研究開発用設備	409	19	14,881	2,159	—	97	2,687	65 [16]
タカラバイオ㈱	ドラゴンジェノミクスセンター (三重県四日市市)	タカラバイオグループ	研究受託用設備、研究開発用設備	452	0	18,693	848	—	456	1,757	57 [—]
瑞穂農林㈱	本社 (京都府船井郡京丹波町)	タカラバイオグループ	キノコ生産設備他	412	413	59,559	250	25	7	1,109	24 [57]
大平印刷㈱	本社及び営業所 (京都市下京区他)	その他	印刷設備、その他設備	295	65	8,917	415	26	399	1,203	107 [—]
川東商事㈱	本社及び倉庫 (京都市伏見区他)	その他	賃貸倉庫等	236	0	10,259	1,294	—	8	1,540	7 [2]

(3) 在外子会社

平成24年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額							従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地		リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
						面積 (㎡)	金額 (百万円)				
TAKARA SAKE USA INC.	本社 (米国カリフォルニア州パークレイ市)	宝酒造グループ	清酒、梅酒等製造設備、その他設備	450	560	11,014	20	—	14	1,046	30 [14]
宝生物工程(大連)有限公司	本社 (中国遼寧省大連市)	タカラバイオグループ	研究用試薬等製造設備、研究開発用設備、その他設備	905	463	[39,909] —	—	—	135	1,505	497 [—]

- (注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。
2. 各事業所には、事業所、倉庫および社宅等を含んでおります。
3. 帳簿価額欄の「その他」は、工具、器具及び備品および建設仮勘定の合計であります。
4. 土地欄の [] 書きは賃借面積および年間賃借料を示し、外書きであります。
5. 従業員数の [] 書きは、平均臨時従業員数を示し、外書きであります。
6. 提出会社の本社の土地は、主として不動産賃貸事業にかかる土地であり、連結会社以外の者へ賃貸しております。なお、そのうち主なものは次のとおりであります。

区分	土地	
	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)
山口県防府市所在土地	32,004	527
大阪府東大阪市所在駐車場	3,449	259
京都市所在駐車場	7,307	183

7. 宝酒造㈱の本社の土地および建物には、本社所在地以外のものが含まれており、その主なものは滋賀県草津市所在の社宅であります。
8. 提出会社および宝酒造㈱の本社事務所(建物)は賃借しており、当連結会計年度におけるその年間賃借料は、それぞれ32百万円および271百万円であります。
9. タカラ物流システム㈱の本社の建物および土地は賃借しており、当連結会計年度におけるその年間賃借料は382百万円であります。
10. 土地欄の [] 書きには、宝酒造㈱から賃借しているものが1,782㎡含まれております。
11. 生産能力に重要な影響を及ぼすような設備の休止はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

平成24年3月31日現在において、経常的な設備の更新を除き、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	870,000,000
計	870,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	217,699,743	217,699,743	東京、大阪の各証券取引 所の市場第一部	単元株式数 1,000株
計	217,699,743	217,699,743	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成13年4月1日～ 平成14年3月31日(注)	12,265	217,699,743	5	13,226	4	3,158

(注) 転換社債の転換による増加であります。

(6)【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							計	単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	67	34	406	161	14	24,101	24,783	—
所有株式数 (単元)	—	84,530	10,374	37,287	15,812	95	68,214	216,312	1,387,743
所有株式数の 割合(%)	—	39.08	4.80	17.24	7.31	0.04	31.53	100	—

(注) 自己株式12,008,889株は「個人その他」欄に12,008単元、「単元未満株式の状況」欄に889株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	11,517,000	5.29
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	9,738,000	4.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	9,568,000	4.40
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	9,500,000	4.36
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	5,370,000	2.47
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上ル薬師前町700番地	5,000,000	2.30
国分株式会社	東京都中央区日本橋1丁目1番1号	3,489,500	1.60
宝グループ社員持株会	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地	3,063,666	1.41
日本アルコール販売株式会社	東京都中央区日本橋小舟町6番6号	3,000,000	1.38
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	2,855,791	1.31
計	—	63,101,957	28.99

(注) 1. 上記のほか、当社は自己株式を12,008,889株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合は5.52%)保有しております。

2. 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社及びその共同保有者4社から、平成23年4月20日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成23年4月15日現在でそれぞれ以下のとおり当社の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。(名称等は大量保有報告書受領日時点の情報に基づいて記載しております。)

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目5番33号	5,426,000	2.49
中央三井アセット信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目23番1号	2,312,000	1.06
中央三井アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目23番1号	224,000	0.10
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー	3,094,000	1.42

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 12,008,000 (相互保有株式) 普通株式 654,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 203,650,000	203,650	—
単元未満株式	普通株式 1,387,743	—	—
発行済株式総数	217,699,743	—	—
総株主の議決権	—	203,650	—

②【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
宝ホールディングス(株)	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地	12,008,000	—	12,008,000	5.52
日新酒類(株)	徳島県板野郡上板町上六條283番地	654,000	—	654,000	0.30
計	—	12,662,000	—	12,662,000	5.82

(9)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得および会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成23年11月4日)での決議状況 (取得期間 平成23年11月10日～平成23年12月22日)	2,200,000	1,100,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	2,200,000	1,070,457,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	29,543,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	2.7
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	2.7

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	33,200	15,244,653
当期間における取得自己株式	3,424	1,888,507

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	1,517	873,647	—	—
保有自己株式数	12,008,889	—	12,012,313	—

- (注) 1. 当期間におけるその他（単元未満株式の買増請求による売渡）には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求により処分した株式は含まれておりません。
2. 当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りおよび買増請求による売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的な視野のもと、TaKaRaグループ全体の事業基盤の強化と利益成長の実現による企業価値および株主利益の最大化を目指し利益配分を行っております。

事業から得られるキャッシュフローは、事業基盤強化と成長戦略投資等に備え内部留保の充実を図るとともに、株主への利益還元については、安定的な配当の継続を基本としつつ業績連動の要素も加味し、配当と資本効率の向上に資する自己株式の取得とを合わせて実施してまいります。

具体的には、配当総額と自己株式取得総額の合計額を「株主還元総額」とし、その「株主還元総額」の、特別利益や特別損失の影響を排除した「みなし連結当期純利益」に対する比率を「株主還元性向」として下限値を定め、その下限値に加え、その他の要素を総合的に勘案のうえ、「株主還元総額」を決めてまいります。

当社では当面の間、「株主還元性向」の下限値を50%と定め株主還元を行ってまいります。

(注) $\text{みなし連結当期純利益} = (\text{連結経常利益} - \text{受取利息} \cdot \text{配当金} + \text{支払利息}) \times (1 - \text{法定実効税率})$

また当社は、年1回の期末配当を行うことを基本方針としており、この剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

当事業年度（第101期）の配当につきましては、上記株主還元性向を考慮し、前期より50銭増配の1株当たり9円の普通配当を実施することを決定いたしました。この結果、単体での配当性向は106.5%、連結での配当性向は46.6%となります。また当期の「株主還元総額」は、配当予定1,851百万円と実施済の自己株式の取得1,070百万円とで2,921百万円となり、「株主還元性向」は51.7%となりました。

内部留保した資金については、グループ各社の経営基盤と事業収益力の強化のための財務体質の強化ならびに既存事業における通常の投資に加え、成長事業や育成事業に積極的に投下し、グループ全体の企業価値の向上に努めます。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成24年6月28日 定時株主総会決議	1,851	9.0

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	945	772	674	544	572
最低(円)	583	372	463	350	374

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	478	498	503	502	529	572
最低(円)	443	453	468	479	479	517

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (注4)	所有株式数 (株)
代表取締役 会長		大宮 久	昭和18年6月9日生	昭和43年4月 当社入社 49. 4 開発部長 49. 5 取締役 57. 6 常務取締役 63. 6 専務取締役 平成元. 7 バイオ事業部門本部長 2. 4 東地区酒類事業部門本部長 3. 6 代表取締役副社長 5. 4 酒類事業部門本部長 5. 6 代表取締役社長 14. 4 宝酒造㈱代表取締役社長 24. 6 当社代表取締役会長 (現) 〃 宝酒造㈱代表取締役会長 (現)	※1	293,250
代表取締役 副会長		大宮 正	昭和25年3月18日生	平成12年2月 ㈱富士銀行国際部参事役 12. 5 同行退職 12. 6 当社入社 13. 4 経営企画室長 14. 4 経営企画統括部長 14. 6 取締役 16. 6 代表取締役副社長 18. 6 宝酒造㈱代表取締役副社長 (現) 24. 6 当社代表取締役副会長 (現)	※1	318,150
代表取締役 社長		柿本 敏男	昭和25年8月9日生	昭和48年4月 当社入社 平成13. 4 技術・供給企画室長 16. 6 宝酒造㈱常務取締役 22. 6 当社代表取締役副社長 〃 宝酒造㈱代表取締役副社長 24. 6 当社代表取締役社長 (現) 〃 宝酒造㈱代表取締役社長 (現)	※1	39,000
取締役		矢野 雅晴	昭和23年9月19日生	平成14年4月 ㈱みずほ銀行人事部審議役 14. 6 同行退職 〃 当社常勤監査役 16. 6 当社取締役 (現) 17. 6 財務部長	※1	14,000
取締役		松崎 修一郎	昭和30年9月5日生	昭和55年4月 当社入社 平成15. 4 財務グループジェネラルマネージャー 16. 4 財務部長 17. 6 取締役 (現) 〃 経理部長 〃 I R室長 19. 6 財務部長	※1	18,000
取締役		岡根 孝男	昭和27年6月27日生	昭和52年4月 当社入社 平成13. 4 東京事務所長 15. 6 日本合成アルコール㈱常務取締役 17. 6 当社総務人事部長 19. 6 当社取締役 (現)	※1	18,000
取締役		中尾 大輔	昭和28年10月25日生	昭和51年4月 当社入社 平成13. 6 取締役 14. 3 当社取締役退任 14. 4 会社分割に伴い、宝酒造㈱常務執行役員就任 18. 6 宝酒造㈱常務取締役 21. 6 当社取締役 (現) 〃 宝酒造㈱専務取締役 (現)	※1	24,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (注4)	所有株式数 (株)
取締役		仲尾 功一	昭和37年6月16日生	昭和60年4月 当社入社 平成14. 4 会社分割に伴い、タカラバイオ㈱ 取締役就任 19. 6 同社代表取締役副社長 21. 5 同社代表取締役社長 (現) " Takara Bio USA Holdings Inc. 代 表取締役社長 (現) " 宝生物工程 (大連) 有限公司董事 長 (現) " 宝日医生物技术 (北京) 有限公司 董事長 (現) 21. 6 当社取締役 (現) 22. 3 Takara Korea Biomedical Inc. 代 表理事会長 (現)	※1	10,000
取締役		植田 武彦	昭和15年4月3日生	平成10年6月 第一工業製薬㈱代表取締役社長 16. 6 同社相談役 19. 6 当社取締役 (現)	※1	1,000
常勤監査役		釜田 富雄	昭和25年1月20日生	昭和47年4月 当社入社 平成13. 4 海外部長 15. 11 日新酒類㈱取締役管理本部長 19. 6 当社常勤監査役 (現)	※2	11,000
常勤監査役		半田 邦博	昭和29年4月2日生	平成17. 6 農林中央金庫企画管理部長 19. 6 同金庫退職 " 協同リース㈱取締役 20. 10 J A 三井リース㈱執行役員 21. 6 当社常勤監査役 (現)	※3	3,000
監査役		友村 秀夫	昭和23年2月12日生	昭和47年4月 当社入社 平成12. 6 人事部長 15. 4 総務・人事グループジェネラルマ ネージャー 16. 4 総務人事部長 17. 6 日本合成アルコール㈱常務取締役 20. 6 当社監査役 (現) " 宝酒造㈱常勤監査役 (現)	※4	16,000
監査役		香川 孝三	昭和19年2月21日生	平成19年4月 神戸大学名誉教授 (現) " 大阪女学院大学 国際・英語学部 教授 20. 4 大阪女学院大学副学長 20. 6 当社監査役 (現) 24. 4 大阪女学院大学大学院 21世紀国 際共生研究科・科長 (現)	※4	-
監査役		北井 久美子	昭和27年10月29日生	平成17年8月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 長 19. 8 中央労働災害防止協会専務理事 23. 6 当社監査役 (現)	※2	-
計						765,400

- (注) 1. 代表取締役副会長大宮正は、代表取締役会長大宮久の弟であります。
2. 取締役植田武彦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 常勤監査役半田邦博ならびに監査役香川孝三および監査役北井久美子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役、監査役の任期は以下のとおりであります。
- ※1 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
- ※2 平成23年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
- ※3 平成21年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
- ※4 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役設置会社であります。提出日現在（平成24年6月28日）、監査役は5名であり、内3名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。取締役は9名（定款に定める定数は10名以内）であり、内1名は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、経営環境への迅速な対応、取締役の経営責任の明確化のために、取締役の任期は1年としております。

また、当社は持株会社として、グループ会社の管理に関する必要な事項を定めた「グループ会社管理規程」を制定しております。この規程は、グループ各社の独自性・自立性を維持しつつ、各社の経営上の重要案件の事前協議や報告を義務付けることにより、持株会社として各社の業務執行を監督することを目的としております。この規程に基づき次の会議体を設置しております。

- a. 当社の取締役および監査役ならびに宝酒造株式会社、タカラバイオ株式会社および宝ヘルスケア株式会社の代表取締役が出席し、グループ全体の諸問題を審議する「グループ戦略会議」を原則として2か月に1回開催しております。
- b. 当社および会議の対象会社の取締役、執行役員、監査役等が出席し、当該子会社の取締役会決議事項の協議や業績・活動状況等の報告を行う「マザー協議連絡会議」や「タカラバイオ連絡会議」を原則として1か月に1回開催しております。さらに「宝ヘルスケア戦略会議」および「機能子会社協議連絡会議」を3か月に1回開催しております。

なお、当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役および監査役（取締役および監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。また、同法第427条第1項の規定による定款の定めに基づき、社外取締役および社外監査役との間に、「責任の限度額を会社法第425条第1項各号の額の合計額とする」旨の責任限定契約を締結しております。

ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社は持株会社としてグループ経営を行うにあたり、経営戦略の策定・遂行を通じ、各事業子会社の業務執行の監査・監督を行うためには、各事業に関する高度な専門知識と豊富な経験を持つ取締役が経営の意思決定を行い業務を監督するとともに、株主を含むすべてのステークホルダーの視点に立脚する幅広い見識をもった独立性の高い社外取締役および社外監査役が、監査役会や内部統制担当役員と連携を図り業務の執行の監査・監督に関する現状の監査役設置会社の体制が、監査役機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を可能にするものであり、当社のガバナンス体制として最適であると考えております。

ハ. 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法第362条第5項に基づき「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」を取締役会で決議し、これに基づき以下の体制の整備をしております。

a. 当社の企業理念と誠実で公正な企業活動のために

TaKaRaグループでは、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念を掲げ、常に誠実で公正な企業活動を行うことを経営のよりどころとしております。

そこで、誠実で公正な企業活動の確保を目指すため、グループ全体のコンプライアンス活動を統括する組織として、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しました。同委員会では、以下の基本的な考え方に立った「TaKaRaグループコンプライアンス行動指針」を制定し、グループ内の役員・社員の一人ひとり、この指針に基づき、日常の業務活動を行っております。

- i 国内外の法令を遵守するとともに、社会倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任を持って行動する。
- ii 自然環境への負荷の軽減に取り組み、生命の尊厳を大切に生命科学研究の発展に貢献する。
- iii この行動指針に反してまで利益を追求することをせず、公正な競争を通じた利益追求をすることで、広く社会にとって有用な存在として持続的な事業活動を行う。

- b. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「TaKaRaグループコンプライアンス行動指針」により、TaKaRaグループの役員・社員の一人ひとりが遵守すべき「法・社会倫理」に関わる行動指針を明示し、集合研修や職場での日常的指導などを通じてグループ内の役員・社員を教育しております。反社会的勢力に対しては、当該行動指針を遵守することにより毅然として対応し、一切の関係を持たないこととしております。なお、役員・社員がグループ内の業務上の法令違反および不正行為を発見した場合において、通常の業務遂行上の手段・方法によっては問題の解決・防止が困難又は不可能であるときの通報窓口として「ヘルプライン」を社内および社外第三者機関に設けております。通報等の行為を理由とする通報者の不利益取扱は禁止し、この旨をグループ全体に周知しております。

また「内部監査規程」に基づく内部監査を実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の適正の確保に努めております。なお、内部監査担当部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能を確保するための独立した組織としております。

TaKaRaグループでは、財務報告の信頼性を確保するための全社的な体制を整備し、評価・改善を行い、これらの体制整備の充実を継続的に行ってまいります。

また、当社と子会社との関係に関しては「グループ会社管理規程」を制定し、各子会社の独自性・自立性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行い、又は事後すみやかな報告を受けております。

- c. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

「情報管理規程」を制定して、取締役および使用人の職務の執行状況を事後的に適切に確認するとともに情報の取扱に起因するリスクを防止・軽減するための基本体制を整備しております。また、個別具体的な情報の保管年限・管理体制（情報セキュリティ体制を含む）等に関しては、順次個別に規程・取扱要領等を整備してまいります。

- d. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「コンプライアンス委員会」がTaKaRaグループの「危機管理」全体を統括し、同委員会の監督のもと、各担当部門において「法・社会倫理」「商品の安全と品質」「安全衛生」その他TaKaRaグループを取り巻くリスクを防止・軽減する活動に取り組んでおります。また、緊急事態発生時には、コンプライアンス委員会においてあらかじめ定める「TaKaRaグループ緊急時対応マニュアル」に基づき、必要に応じて緊急対策本部を設置した上で、当該事態に対処しております。

- e. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

TaKaRaグループ全体の諸問題を審議する「グループ戦略会議」を原則として2か月に1回開催するとともに、宝酒造株式会社の取締役会決議事項の事前協議や業績・活動状況の報告を行う「マザー協議連絡会議」ならびにタカラバイオ株式会社の取締役会決議事項および業績・活動状況の報告を行う「タカラバイオ連絡会議」をそれぞれ原則として毎月1回開催しております。

また、社内の指揮命令系統および業務分掌を明確にするため、「役員職務規程」ならびに「組織および職務権限規程」を制定し、取締役および使用人による適切かつ迅速な意思決定・執行が行える体制を整備しております。

さらに、取締役会又は各取締役の監督・指導のもと、各担当部門において、又は必要に応じて部門横断的なプロジェクトチームを組織して、効率経営の確保に向けた業務の合理化・迅速化・電子化等に継続的に取り組んでおります。

内部監査は、効率性の観点にも立って実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の効率性の確保に努めております。

- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の設置を監査役が必要としたときは、当該使用人が置かれる指揮命令系統・当該使用人の地位・処遇等について取締役からの独立性を確保する体制を整えた上で、補助使用人を置くものいたします。

- g. 取締役および使用人による監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するために、取締役会の他、グループ戦略会議・協議連絡会議等の重要な会議に出席し、稟議書その他の業務執行上の重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求めております。また、有効かつ効率的な監査を実施するべく、内

部監査担当部門は、監査役と緊密な連携を保持しております。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、監査役に報告しなければならないことになっております。

ニ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」が、「TaKaRaグループコンプライアンス行動指針」を策定するとともに、グループ全体のコンプライアンスおよびリスク管理体制を強化・推進（役員・従業員の法令遵守の姿勢や社会的な倫理に即した行動と、環境に配慮した企業活動の推進、およびリスク・危機に備えた管理体制を構築）しております。

また、食品メーカーとして常にお客様を大切にし、商品の安全と品質に万全を期すため、宝酒造株式会社では、品質保証部を組織し、その下にお客様相談室および品質保証課、品質表示課を設置しております。また、タカラバイオ株式会社では、医食品部門の拡大に伴い、食品の安全と品質には万全を期しております。

ホ. その他

ア. 執行役員制度について

当社グループの中核事業会社である宝酒造株式会社およびタカラバイオ株式会社では、経営と執行を分離した執行役員制度を導入し、取締役会は少数メンバーによる迅速な意思決定と本質的な議論ができる体制としております。

イ. 情報開示について

情報開示については、「有価証券報告書」のほか「決算短信」、「アニュアルレポート（英文・和文）」、「緑字企業報告書（宝酒造株式会社）」などの各種報告書の充実および証券取引所や当社のウェブサイトを通じた情報開示、また、決算説明会やIRミーティングを通じた情報開示など、積極的に進めております。

ウ. 取締役の選任決議要件

当社は、会社法第341条の規定により、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また取締役の選任決議は累積投票によらない旨、および取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨も定款に定めております。

エ. 自己の株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、事業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

オ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に規定する特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは定足数の確保をより確実にすることを目的とするものであります。

② 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

内部監査につきましては、被監査部門から独立した監査室（提出日現在の人員5名）を設置し、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施して必要な対策を講じることにより、職務執行の適正確保に努めております。

監査役会は、社内監査役2名、社外監査役3名で構成されております。監査役会は監査計画・監査方針を定め、各監査役はそれに従い、取締役会等の重要会議への出席や業務・財産および重要書類の調査ならびに必要な応じて担当取締役および担当者への聞き取り調査等を実施、これらを通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。

会計監査は有限責任監査法人トーマツに委嘱しており、当決算期に係る監査は、同監査法人の指定有限責任社員である公認会計士 高橋一浩、黒澤謙太郎の両氏が執行しております。また、監査業務に係る補助者の構成は公認会計士5名、その他9名となっております。

監査室、監査役会および会計監査人は、監査計画・監査方針・監査実施状況に関して定期的に意見交換を行うほか、情報・意見交換、協議を行う等、相互連携を図っております。

なお、常勤監査役釜田富雄は、当社の経理部に昭和47年4月1日から平成7年3月31日まで在籍し、その後、当社の連結子会社である大平印刷株式会社の経理部にも5年間在籍し、通算28年にわたり決算手続きならびに財務諸表の作成に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。当社では、社外取締役または社外監査役の独立性

に関する具体的基準または方針はありませんが、東京証券取引所および大阪証券取引所の規則等に定める形式要件ならびに各個人のそれまでの職歴やその人格・識見等を総合的に判断することとしております。

社外取締役植田武彦、社外監査役香川孝三および北井久美子の各氏は、当社との人的関係、資金的関係または取引関係その他一般株主との利益相反を生じるおそれのある関係を有しておらず、独立性を備えた者であると考えております。なお、社外取締役植田武彦氏は、当社取締役就任前、第一工業製菓株式会社の業務執行者であり、同社は当社の子会社との間で取引がありますが、その規模は軽微なものであります。また、社外監査役半田邦博氏は、当社監査役就任前、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である農林中央金庫の業務執行者でありましたが、その他の利害関係はありません。

社外取締役植田武彦氏には、各重要会議にも出席、取締役会においては経営者としての豊富な経験等に基づき、客観的な立場から経営上重要な指摘、意見をいただいております。

社外監査役の各氏は、各重要会議にも出席、取締役会においては各々の実務経験や専門知識を生かし、客観的な立場から適宜ご意見をいただいております。

社外取締役および各社外監査役は、監査室、総務部、経理部、財務・IR部等の内部統制関連部門とも必要に応じ、適宜、情報・意見交換を行う等、相互連携を図っております。

また、当社の社外取締役および社外監査役の選任状況は、当社の企業統治における重要な機能および役割を果たす上において十分であると考えております。

④ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(役員区分)	(報酬等の総額)	(対象となる役員の員数)
取締役（社外取締役を除く）	171百万円	9名
監査役（社外監査役を除く）	18百万円	2名
社外役員	21百万円	5名
計	211百万円	16名

(注) 1. 役員報酬は次のニ. に基づき決定された基本報酬のみであり、その他の種類の報酬は支給しておりません。

2. 取締役の基本報酬の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

3. 平成14年2月15日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額15百万円以内（但し、この額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、平成5年6月29日開催の第82回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を月額6百万円以内と決議いただいております。

ロ. 当事業年度にかかる役員ごとの報酬等

当社には、連結報酬等（主要な連結子会社の役員としての報酬等を含めた役員報酬等）の総額が1億円以上である者はありません。

ハ. 当事業年度にかかる使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

記載すべき事項はありません。

ニ. 報酬等の額の決定に関する方針の内容とその決定方法

取締役および監査役の報酬については、株主総会で決議いただいたそれぞれの報酬総額の限度額の範囲内において、取締役会にて承認された「役員報酬内規」に基づき決定いたしております。

取締役の報酬額は、役職位に応じた役付部分と役位ごとの基準金額をもとに各取締役の前年度の業績評価の点数に応じて決定される業績連動部分からなります。なお、業績連動部分の取締役個々の業績評価は、取締役会の授権を受けた取締役が行います。

監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。

「役員報酬内規」の改定は、取締役に関する部分は取締役会の決議、監査役に関する部分は監査役の協議を経るものとされております。

⑤ 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）は当社であります。

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

77銘柄 13,291百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)京都銀行	2,038,343	1,500	安定取引維持のための継続保有
三井物産(株)	708,125	1,055	安定取引維持のための継続保有
大日本スクリーン製造(株)	1,151,303	1,003	地元企業としての関係維持のための継続保有
(株)みずほフィナンシャルグループ	7,126,420	983	安定取引維持のための継続保有
焼津水産化学工業(株)	1,193,708	963	安定取引維持のための継続保有
住友信託銀行(株)	2,232,739	962	安定取引維持のための継続保有
オムロン(株)	348,445	814	地元企業としての関係維持のための継続保有
丸紅(株)	999,929	598	安定取引維持のための継続保有
東京海上ホールディングス(株)	206,640	459	安定取引維持のための継続保有
東洋製罐(株)	300,000	409	安定取引維持のための継続保有
大日本印刷(株)	376,000	380	安定取引維持のための継続保有
レンゴー(株)	700,000	380	安定取引維持のための継続保有
(株)滋賀銀行	809,172	353	安定取引維持のための継続保有
(株)ワコールホールディングス	284,900	298	安定取引維持のための継続保有
凸版印刷(株)	417,000	273	安定取引維持のための継続保有
(株)三井住友フィナンシャルグループ	105,201	272	安定取引維持のための継続保有
日本新薬(株)	254,000	271	安定取引維持のための継続保有
キューピー(株)	244,000	244	安定取引維持のための継続保有
日本山村硝子(株)	940,000	220	安定取引維持のための継続保有
三菱商事(株)	95,500	220	安定取引維持のための継続保有
(株)AFC-HDアムスライフサイエンス	28,270	199	安定取引維持のための継続保有
積水ハウス(株)	250,000	195	安定取引維持のための継続保有
(株)ジーエス・ユアサ コーポレーション	348,000	192	安定取引維持のための継続保有
東京建物(株)	511,000	158	安定取引維持のための継続保有
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	391,970	150	安定取引維持のための継続保有
三菱マテリアル(株)	500,000	141	安定取引維持のための継続保有
(株)中央倉庫	182,550	109	安定取引維持のための継続保有
(株)島津製作所	147,000	108	安定取引維持のための継続保有
大成建設(株)	500,000	102	安定取引維持のための継続保有
高砂香料工業(株)	180,000	82	安定取引維持のための継続保有

みなし保有株式

該当事項はありません。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
㈱京都銀行	2,038,343	1,530	安定取引維持のための継続保有
㈱みずほフィナンシャルグループ	7,303,738	986	安定取引維持のための継続保有
焼津水産化学工業㈱	1,193,708	982	安定取引維持のための継続保有
三井物産㈱	708,125	960	安定取引維持のための継続保有
三井住友トラスト・ホールディングス㈱	3,326,781	878	安定取引維持のための継続保有
大日本スクリーン製造㈱	1,151,303	857	地元企業としての関係維持のための継続保有
オムロン㈱	348,445	620	地元企業としての関係維持のための継続保有
丸紅㈱	999,929	596	安定取引維持のための継続保有
東京海上ホールディングス㈱	206,640	469	安定取引維持のための継続保有
レンゴー㈱	700,000	401	安定取引維持のための継続保有
㈱滋賀銀行	809,172	400	安定取引維持のための継続保有
東洋製罐㈱	300,000	356	安定取引維持のための継続保有
大日本印刷㈱	376,000	318	安定取引維持のための継続保有
キューピー㈱	244,000	297	安定取引維持のための継続保有
㈱三井住友フィナンシャルグループ	105,201	286	安定取引維持のための継続保有
㈱ワコールホールディングス	284,900	279	安定取引維持のための継続保有
凸版印刷㈱	417,000	269	安定取引維持のための継続保有
日本新薬㈱	254,000	259	安定取引維持のための継続保有
積水ハウス㈱	250,000	202	安定取引維持のための継続保有
㈱AFC-HDアムスライフサイエンス	282,700	190	安定取引維持のための継続保有
日本山村硝子㈱	940,000	189	安定取引維持のための継続保有
三菱商事㈱	95,500	183	安定取引維持のための継続保有
東京建物㈱	511,000	171	安定取引維持のための継続保有
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	391,970	161	安定取引維持のための継続保有
㈱ジーエス・ユアサ コーポレーション	348,000	157	安定取引維持のための継続保有
三菱マテリアル㈱	500,000	131	安定取引維持のための継続保有
㈱中央倉庫	182,550	114	安定取引維持のための継続保有
㈱島津製作所	147,000	109	安定取引維持のための継続保有
大成建設㈱	500,000	108	安定取引維持のための継続保有
澁谷工業㈱	95,000	87	安定取引維持のための継続保有

みなし保有株式

該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	46	5	43	5
連結子会社	48	6	48	9
計	94	11	91	14

② 【その他重要な報酬の内容】

当連結会計年度において、当社および当社の連結子会社が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している監査法人等に対して支払った報酬等の額は73百万円（前連結会計年度93百万円）であります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準に関する指導・助言に係るものであります。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準に関する指導・助言に係るものであります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、そこで入手できる会計基準等に基づいてグループ全体の会計処理の方針を決定する等、適切な経理処理が行われるよう努めております。

また、公益財団法人財務会計基準機構や監査法人等が行う外部セミナーに定期的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,782	30,843
受取手形及び売掛金	45,102	50,721
有価証券	12,665	15,660
商品及び製品	20,552	20,847
仕掛品	964	886
原材料及び貯蔵品	2,782	2,747
繰延税金資産	2,568	2,346
その他	2,371	2,096
貸倒引当金	△81	△71
流動資産合計	119,707	126,078
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※2 42,658	※2 42,087
減価償却累計額	△27,703	△27,768
建物及び構築物（純額）	14,955	14,319
機械装置及び運搬具	74,834	74,328
減価償却累計額	△64,356	△64,400
機械装置及び運搬具（純額）	10,478	9,927
土地	※2, ※5 13,386	※2, ※5 14,291
リース資産	934	1,245
減価償却累計額	△369	△571
リース資産（純額）	565	673
建設仮勘定	253	621
その他	10,268	10,280
減価償却累計額	△8,261	△8,117
その他（純額）	2,007	2,162
有形固定資産合計	41,645	41,996
無形固定資産		
のれん	4,017	3,531
その他	2,010	1,704
無形固定資産合計	6,028	5,236
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 18,527	※1 18,450
繰延税金資産	3,404	2,894
その他	3,381	3,000
貸倒引当金	△246	△219
投資その他の資産合計	25,067	24,126
固定資産合計	72,741	71,359
資産合計	192,448	197,437

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,489	13,976
短期借入金	※2 5,182	※2 5,018
1年内償還予定の社債	—	5,000
未払酒税	8,065	10,589
未払費用	3,592	3,977
未払法人税等	1,785	2,207
賞与引当金	2,012	2,005
販売促進引当金	1,576	1,708
その他	5,747	6,762
流動負債合計	41,453	51,247
固定負債		
社債	25,000	20,000
長期借入金	※2 561	※2 496
繰延税金負債	1,269	1,074
退職給付引当金	9,644	9,625
長期預り金	6,119	5,881
その他	1,505	1,453
固定負債合計	44,100	38,530
負債合計	85,553	89,777
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,226	13,226
資本剰余金	3,197	3,195
利益剰余金	85,784	88,012
自己株式	△5,852	△6,922
株主資本合計	96,356	97,512
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,754	2,805
繰延ヘッジ損益	△32	△17
為替換算調整勘定	△4,770	△5,516
その他の包括利益累計額合計	△2,048	△2,728
少数株主持分	12,587	12,876
純資産合計	106,895	107,659
負債純資産合計	192,448	197,437

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
売上高		189,769		198,690
売上原価		115,480		121,462
売上総利益		74,289		77,228
販売費及び一般管理費		※1, ※2 65,953		※1, ※2 67,963
営業利益		8,335		9,264
営業外収益				
受取利息		144		177
受取配当金		328		362
不動産賃貸料		111		108
補助金収入		104		193
その他		234		232
営業外収益合計		923		1,074
営業外費用				
支払利息		566		501
その他		264		220
営業外費用合計		831		722
経常利益		8,427		9,617
特別利益				
固定資産売却益		※3 72		※3 233
移転補償金		—		193
その他		495		19
特別利益合計		567		446
特別損失				
固定資産除売却損		※4 238		※4 404
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		424		—
災害による損失		※5 396		※5 754
その他		429		314
特別損失合計		1,489		1,473
税金等調整前当期純利益		7,505		8,590
法人税、住民税及び事業税		3,646		3,321
法人税等調整額		△183		851
法人税等合計		3,463		4,173
少数株主損益調整前当期純利益		4,042		4,417
少数株主利益		254		421
当期純利益		3,788		3,995

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	4,042	4,417
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,260	53
繰延ヘッジ損益	△40	17
為替換算調整勘定	△2,227	△892
持分法適用会社に対する持分相当額	△42	△18
その他の包括利益合計	△3,570	※1 △839
包括利益	471	3,577
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	633	3,314
少数株主に係る包括利益	△161	263

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
株主資本				
資本金				
当期首残高		13,226		13,226
当期変動額				
当期変動額合計		—		—
当期末残高		13,226		13,226
資本剰余金				
当期首残高		3,198		3,197
当期変動額				
自己株式の処分		△1		△1
当期変動額合計		△1		△1
当期末残高		3,197		3,195
利益剰余金				
当期首残高		83,785		85,784
当期変動額				
剰余金の配当		△1,789		△1,767
当期純利益		3,788		3,995
当期変動額合計		1,999		2,227
当期末残高		85,784		88,012
自己株式				
当期首残高		△4,650		△5,852
当期変動額				
自己株式の取得		△1,207		△1,085
自己株式の処分		5		15
当期変動額合計		△1,201		△1,070
当期末残高		△5,852		△6,922
株主資本合計				
当期首残高		95,559		96,356
当期変動額				
剰余金の配当		△1,789		△1,767
当期純利益		3,788		3,995
自己株式の取得		△1,207		△1,085
自己株式の処分		4		13
当期変動額合計		796		1,155
当期末残高		96,356		97,512

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	4,007	2,754
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,252	51
当期変動額合計	△1,252	51
当期末残高	2,754	2,805
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	18	△32
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△50	14
当期変動額合計	△50	14
当期末残高	△32	△17
為替換算調整勘定		
当期首残高	△2,918	△4,770
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,851	△746
当期変動額合計	△1,851	△746
当期末残高	△4,770	△5,516
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,106	△2,048
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,154	△680
当期変動額合計	△3,154	△680
当期末残高	△2,048	△2,728
少数株主持分		
当期首残高	12,540	12,587
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	46	289
当期変動額合計	46	289
当期末残高	12,587	12,876
純資産合計		
当期首残高	109,206	106,895
当期変動額		
剰余金の配当	△1,789	△1,767
当期純利益	3,788	3,995
自己株式の取得	△1,207	△1,085
自己株式の処分	4	13
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,108	△391
当期変動額合計	△2,311	764
当期末残高	106,895	107,659

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期純利益		7,505		8,590
減価償却費		4,551		4,431
販売促進引当金の増減額 (△は減少)		114		132
受取利息及び受取配当金		△473		△539
支払利息		566		501
投資有価証券評価損益 (△は益)		254		108
固定資産除売却損益 (△は益)		166		171
売上債権の増減額 (△は増加)		932		△5,787
たな卸資産の増減額 (△は増加)		△435		△455
その他の流動資産の増減額 (△は増加)		△98		△175
仕入債務の増減額 (△は減少)		△555		570
未払酒税の増減額 (△は減少)		126		2,524
未払消費税等の増減額 (△は減少)		△106		391
その他		614		1,040
小計		13,163		11,504
利息及び配当金の受取額		492		516
利息の支払額		△572		△500
法人税等の支払額		△3,620		△2,507
営業活動によるキャッシュ・フロー		9,462		9,013
投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		△19,432		△8,517
定期預金の払戻による収入		15,369		8,240
有価証券の取得による支出		△3,322		△1,718
有価証券の売却及び償還による収入		2,255		1,680
有形及び無形固定資産の取得による支出		△3,189		△4,456
有形固定資産の売却による収入		87		647
投資有価証券の取得による支出		△281		△311
関係会社株式の売却による収入		87		—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出		△3,384		—
その他		487		△343
投資活動によるキャッシュ・フロー		△11,323		△4,779
財務活動によるキャッシュ・フロー				
社債の発行による収入		9,923		—
社債の償還による支出		△5,000		—
自己株式の取得による支出		△1,207		△1,085
配当金の支払額		△1,789		△1,768
その他		△5,126		△410
財務活動によるキャッシュ・フロー		△3,199		△3,265
現金及び現金同等物に係る換算差額		△179		△186
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△5,240		781
現金及び現金同等物の期首残高		33,624		28,384
現金及び現金同等物の期末残高	※1	28,384	※1	29,165

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 37社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略して
おります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 3社

会社名

MUTUAL TRADING CO., INC. (米国)

日本合成アルコール株式会社

日新酒類株式会社

(2) 持分法を適用していない関連会社（長崎水産荷役有限会社、他1社）に対する投資については、これらの会社の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額の連結純損益及び連結利益剰余金等に与える影響がいずれも軽微でありますので、持分法の適用範囲から除外して
おります。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用
しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社の決算日は12月31日であり、連結決算日と異なっております。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日との差異が3か月以内であるため、それぞれの決算日に係る財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行って
おります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、米国連結子会社はのれんを除き、FASB会計基準コーディフィケーショントピック350「無形資産—のれん及びその他」を適用して
おります。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用して
おります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によって
おります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 販売促進引当金

製品の販売奨励のため支出する費用に充てるため、連結子会社である宝酒造株式会社で把握した小売店等の仕入数量に過去の実績単価を乗じて算出した額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から処理することとしております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は営業外損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
通貨オプション	外貨建輸入取引
通貨スワップ	外貨建貸付金
為替予約	ロイヤルティ支払に伴う外貨建債務、外貨建輸入取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場の変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フローの変動が相殺されるものであると想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の一定の年数により均等償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「投資有価証券売却益」は特別利益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「投資有価証券売却益」に表示していた417百万円は、「その他」として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「投資有価証券評価損」は特別損失の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「投資有価証券評価損」に表示していた254百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「退職給付引当金の増減額(△は減少)」、「貸倒引当金の増減額(△は減少)」、「賞与引当金の増減額(△は減少)」、「持分法による投資損益(△は益)」、「投資有価証券売却損益(△は益)」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「退職給付引当金の増減額(△は減少)」206百万円、「貸倒引当金の増減額(△は減少)」38百万円、「賞与引当金の増減額(△は減少)」△65百万円、「持分法による投資損益(△は益)」△76百万円、「投資有価証券売却損益(△は益)」△417百万円は、「その他」として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「投資有価証券の売却による収入」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「投資有価証券の売却による収入」872百万円は、「その他」として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「長期借入金の返済による支出」、「少数株主からの払込みによる収入」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「長期借入金の返済による支出」△5,078百万円、「少数株主からの払込みによる収入」63百万円は、「その他」として組み替えております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券	2,781百万円	2,801百万円

※2 担保資産及び担保付債務

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
建物及び構築物	392百万円	372百万円
土地	250	250
計	643	622
長期借入金（1年内返済分を含む）	215	197

3 偶発債務

保証債務（金融機関からの借入債務等に対する保証）

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
川内酒造協同組合 (組合員6社による連帯保証)	124百万円	78百万円
株式会社マルオカ	63	—
計	187	78

4 当社は機動的な資金調達を目的に、コミットメントライン契約を取引金融機関と締結しております。連結会計年度末におけるこの契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
コミットメントライン契約に基づく 融資枠の総額	10,000百万円	10,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	10,000	10,000

※5 土地の取得価額からは、国庫補助金により取得した資産の圧縮記帳額が控除されております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
土地	16百万円	16百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
運賃	5,758百万円	6,224百万円
広告宣伝費	3,722	3,760
販売促進費	29,316	30,727
販売促進引当金繰入額	1,576	1,708
従業員給料及び賞与	8,597	8,749
賞与引当金繰入額	1,111	1,113
退職給付費用	517	345
減価償却費	1,042	1,052
研究開発費	3,076	3,027

※2 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
一般管理費に含まれている研究開発費の額	3,076百万円	3,027百万円

※3 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
建物及び構築物売却益	－百万円	43百万円
機械装置及び運搬具売却益	38	34
土地売却益	32	153
その他固定資産売却益	0	1
計	72	233

※4 固定資産除売却損の内訳

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
建物及び構築物売却損	－百万円	3百万円
機械装置及び運搬具売却損	10	12
土地売却損	－	7
その他固定資産売却損	0	1
建物及び構築物除却損	44	154
機械装置及び運搬具除却損	71	85
その他固定資産除却損	51	35
解体・除却費用	61	105
計	238	404

※5 特別損失の「災害による損失」は、東日本大震災の発生に伴うものであり、次の当該震災の復旧費用等に係る災害損失引当金繰入額が含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	156百万円	3百万円

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	△381百万円
組替調整額	106
税効果調整前	△274
税効果額	327
その他有価証券評価差額金	53

繰延ヘッジ損益：

当期発生額	△76
資産の取得原価調整額	106
税効果調整前	30
税効果額	△12
繰延ヘッジ損益	17

為替換算調整勘定：

当期発生額	△895
組替調整額	3
為替換算調整勘定	△892

持分法適用会社に対する持分相当額：

当期発生額	△23
組替調整額	5
持分法適用会社に対する持分相当額	△18
その他の包括利益合計	△839

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	217,699	—	—	217,699
合計	217,699	—	—	217,699
自己株式				
普通株式	7,519	2,559	10	10,069
合計	7,519	2,559	10	10,069

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,500千株、単元未満株式の買取りによる増加59千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、株主からの単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,789	8.5	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,767	利益剰余金	8.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	217,699	—	—	217,699
合計	217,699	—	—	217,699
自己株式				
普通株式	10,069	2,233	24	12,277
合計	10,069	2,233	24	12,277

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,200千株、単元未満株式の買取りによる増加33千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、持分法適用会社が売却した自己株式(当社株式)の当社帰属分の減少23千株、株主からの単元未満株式の買増請求による減少1千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,767	8.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,851	利益剰余金	9.0	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	32,782百万円	30,843百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△15,566	△15,822
取得日から3か月以内に償還期限が 到来する短期投資 (有価証券)	11,168	14,144
現金及び現金同等物	28,384	29,165

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

イ. 有形固定資産

主として貨物運送用の車両 (機械装置及び運搬具) であります。

ロ. 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
建物及び構築物	77	43	34
機械装置及び運搬具	534	423	110
有形固定資産のその他	922	705	217
無形固定資産のその他	138	107	30
合計	1,672	1,279	392

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
建物及び構築物	77	54	23
機械装置及び運搬具	254	225	28
有形固定資産のその他	308	249	58
無形固定資産のその他	138	135	2
合計	777	664	112

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	292百万円	83百万円
1年超	112	32
合計	404	115

(注) (1)の「取得価額相当額」及び(2)の「未経過リース料期末残高相当額」は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	342百万円	279百万円
減価償却費相当額	342	279

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. ファイナンス・リース取引（貸主側）

貸手としてのリース取引に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

3. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	547百万円	545百万円
1年超	3,449	2,857
合計	3,996	3,403

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安全性の高い金融資産に限定して余資を運用することとしており、調達は、主として銀行等金融機関からの借入及び社債（短期社債含む）の発行によっております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機あるいはトレーディングを目的としてデリバティブ取引を行うことはありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等）及び市場リスク（為替や金利等の変動リスク）に係るもの

当社グループにおいて、営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社の連結子会社（主として宝酒造㈱やタカラバイオ㈱）は、各社の与信管理規程などに従って取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

有価証券は主に国内譲渡性預金や満期保有目的の債券であり、債券発行体の信用リスクに晒されておりますが、短期かつ格付の高いものに限定しているため、信用リスクは僅少であります。また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、時価のある株式については四半期ごとに時価の把握を行い、時価のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。また、その一部には原材料や商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、通貨オプション取引や為替予約取引を利用してヘッジしております。

借入金及び社債は、主に営業取引や設備投資に係る資金調達であり、そのうち長期借入金の返済日は決算日後、最長で10年であり、社債の償還日は決算日後、最長で8年後であります。

デリバティブ取引は、取引目的・取引限度額・取引相手先の選定基準・報告手順等を定めた経理・財務担当部署の規程に則って行われており、その主な内容は外貨建取引の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、通貨オプション取引及び通貨スワップ取引であります。これらには為替相場の変動によるリスクが存在しておりますが、いずれの取引も、ヘッジ対象となる資産・負債及び取引の有するリスクを軽減する目的のみ行われ、その契約額等にも制限を設けておりますので、これらの市場リスクが経営に与える影響は重要なものではないと認識しております。また、デリバティブ取引の相手先は、格付の高い金融機関に限定しているため、信用リスクの発生は僅少であると考えております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、

前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

② 資金調達に係る流動性のリスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に係るもの

当社では、各部署からの報告に基づき、担当部署が資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、連結子会社においても主に同様の方法により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち48%が特定の大口顧客(3社)に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	32,782	32,782	—
(2) 受取手形及び売掛金 (*1)	45,023	45,023	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	27,236	27,236	—
資産計	105,042	105,042	—
(1) 支払手形及び買掛金	13,489	13,489	—
(2) 短期借入金	5,182	5,185	2
(3) 未払酒税	8,065	8,065	—
(4) 未払法人税等	1,785	1,785	—
(5) 社債	25,000	25,478	478
(6) 長期借入金	561	551	△10
負債計	54,085	54,555	470
デリバティブ取引 (*2)	(39)	(39)	—

(*1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金79百万円を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	30,843	30,843	—
(2) 受取手形及び売掛金 (*1)	50,651	50,651	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	30,133	30,133	—
資産計	111,627	111,627	—
(1) 支払手形及び買掛金	13,976	13,976	—
(2) 短期借入金	5,018	5,020	1
(3) 1年内償還予定の社債	5,000	5,026	26
(4) 未払酒税	10,589	10,589	—
(5) 未払法人税等	2,207	2,207	—
(6) 社債	20,000	20,701	701
(7) 長期借入金	496	494	△2
負債計	57,288	58,016	727
デリバティブ取引 (*2)	(10)	(10)	—

(*1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金70百万円を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券は、主に国内譲渡性預金や満期保有目的の債券であり、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券は、主に株式であり、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(4) 未払酒税、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期借入金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、1年内返済予定の長期借入金の時価については、元利金の合計額を残存期間に応じた新規借入を行った場合に適用される、合理的に見積もった利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 1年内償還予定の社債、(6) 社債

これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を残存期間に応じた新規借入を行った場合に適用される、合理的に見積もった利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額（百万円）

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
非上場株式及び償還期限の定めがない債券	3,955	3,977

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。また、長期預り金として計上している取引保証金は、営業取引の継続中は原則として返済を予定していないため、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、「2. 金融商品の時価等に関する事項」へは記載しておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	32,782	—	—	—
受取手形及び売掛金	45,023	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 社債	500	—	—	—
(2) その他	999	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 国債・地方債等	468	—	—	—
(2) 社債	2	30	—	—
(3) その他	10,690	—	—	—
合計	90,465	30	—	—

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	30,843	—	—	—
受取手形及び売掛金	50,651	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 社債	500	—	—	—
(2) その他	1,999	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 国債・地方債等	453	—	—	—
(2) 社債	30	2	—	—
(3) その他	12,674	—	—	—
合計	97,151	2	—	—

4. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	5,000	5,000	—	5,000	10,000
長期借入金	82	77	163	53	185

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	5,000	—	5,000	—	10,000
長期借入金	93	162	52	52	134

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上 額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	500	500	—
	(3) その他	999	999	—
	小計	1,499	1,499	—
合計		1,499	1,499	—

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上 額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	500	500	—
	(3) その他	1,999	1,999	—
	小計	2,499	2,499	—
合計		2,499	2,499	—

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	11,313	5,599	5,714
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	473	468	5
	② 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	11,787	6,068	5,719
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	3,228	4,393	△1,165
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	32	32	—
	(3) その他	10,690	10,690	—
	小計	13,950	15,115	△1,165
合計		25,737	21,184	4,553

(注) 非上場株式及び償還期限の定めがない債券（連結貸借対照表計上額1,174百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	11,478	6,109	5,369
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	457	453	3
	② 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	11,935	6,563	5,372
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	2,991	4,084	△1,092
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	32	32	—
	(3) その他	12,674	12,674	—
	小計	15,698	16,791	△1,092
合計		27,634	23,354	4,279

(注) 非上場株式及び償還期限の定めがない債券（連結貸借対照表計上額1,175百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

3. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	873	417	0
(2) 債券（国債・地方債等）	42	0	—
合計	915	417	0

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	3	2	0
(2) 債券（国債・地方債等）	41	1	—
合計	45	3	0

4. 減損処理を行った有価証券

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
その他有価証券		
時価のある株式	252百万円	107百万円
時価のない株式	1	0
合計	254	108

(注) 時価のある株式については、連結会計年度末における時価の下落率が、50%以上の株式については、回復する見込みがあると認められる場合を除き全て減損処理を行い、30%以上50%未満の株式については、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、おおむね1年以内に時価が取得原価にほぼ近い水準にまで回復すると見込まれることを合理的な根拠をもって予測できる場合を除き、時価の著しい下落があったものとして減損処理を行うこととしております。

- ・過去2年間にわたり時価の下落率が30%以上の場合
 - ・当該株式の発行会社が、直近決算期において債務超過の状態にある場合
 - ・当該株式の発行会社が、直近の2期連続で当期純損失を計上し、翌期も当期純損失の計上を予想している場合
- また、時価のない株式については、当該株式の発行会社における直近の資産等の時価評価後の1株当たり純資産額が、取得原価を50%程度下回った場合は、回復すると認められる相当の事情がない限り、著しい下落があったものとして減損処理を行うこととしております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	17	—	0	0
	ユーロ				
	売建	40	—	△0	△0
	ユーロ				
	中国元	20	—	△0	△0
	直物為替先渡取引 売建	60	—	△1	△1
韓国ウォン					
合計		139	—	△1	△1

(注) 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (平成24年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	264	—	0	0
	米ドル				
	ユーロ				
	英ポンド				
	中国元	167	—	△0	△0
	売建	99	—	△1	△1
	ユーロ				
	直物為替先渡取引 買建	4	—	△0	△0
	韓国ウォン				
	売建				
韓国ウォン	40	—	△0	△0	
合計		619	—	△3	△3

(注) 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

前連結会計年度（平成23年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	
原則的処理方法	通貨オプション取引 買建 コール 米ドル	買掛金	1,853	926	△39	
	売建 プット 米ドル	買掛金	1,536	768	△3	
	為替予約取引 買建	米ドル	買掛金	130	—	1
		ユーロ	前渡金	83	—	4
為替予約等の振当 処理	通貨スワップ取引 米ドル	貸付金	116	58	16	
	為替予約取引 買建	米ドル	買掛金、未払金	365	—	1
		ユーロ	未払金	10	—	△0
		合計		4,095	1,753	△19

(注) 1. 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 通貨オプション取引は、買建・売建オプション料を相殺するゼロコストオプション取引であり、オプション料は発生しておりません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	
原則的処理方法	通貨オプション取引 買建 コール 米ドル	買掛金	927	—	△29	
	売建 プット 米ドル	買掛金	768	—	21	
為替予約等の振当 処理	通貨スワップ取引 米ドル	貸付金	58	—	8	
	為替予約取引 買建	米ドル	買掛金、未払金	243	—	3
		ユーロ	未払金	9	—	△0
		合計		2,006	—	5

(注) 1. 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 通貨オプション取引は、買建・売建オプション料を相殺するゼロコストオプション取引であり、オプション料は発生しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付企業年金法の施行にあわせ退職金規定の一部を見直し、平成23年4月1日に退職金規定の改定を行い、現行の適格退職年金制度及び退職一時金制度を、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度へ移行しております。また国内連結子会社3社は、総合設立型の厚生年金基金へ加入しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

前連結会計年度（平成22年3月31日現在）

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	京都府トラック事業 厚生年金基金	長崎県トラック厚生 年金基金
年金資産の額	10,210百万円	8,655百万円
年金財政計算上の給付債務の額	13,051	8,043
差引額	△2,840	612

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合

京都府トラック事業 厚生年金基金	長崎県トラック厚生 年金基金
3.9%	11.6%

(3) 補足説明

上記(1)の京都府トラック事業厚生年金基金の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高834百万円、資産評価調整加算額1,531百万円及び繰越不足金475百万円であります。また、本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間10年4か月の元利均等償却であります。

上記(1)の長崎県トラック厚生年金基金の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高738百万円から当年度剰余金1,351百万円を控除した金額であります。また、本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間11年9か月の元利均等償却であります。

なお上記(2)の各割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

(注) 年金制度の積立状況については、入手可能な直近時点の年金財政計算に基づいて記載しております。

当連結会計年度（平成23年3月31日現在）

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	京都府トラック事業 厚生年金基金	長崎県トラック厚生 年金基金
年金資産の額	9,505百万円	8,504百万円
年金財政計算上の給付債務の額	12,837	7,923
差引額	△3,331	581

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合

京都府トラック事業 厚生年金基金	長崎県トラック厚生 年金基金
4.1%	9.6%

(3) 補足説明

上記(1)の京都府トラック事業厚生年金基金の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1,358百万円、資産評価調整加算額711百万円及び繰越不足金1,262百万円であります。また、本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間11年3か月の元利均等償却であります。

上記(1)の長崎県トラック厚生年金基金の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高695百万円から当年度剰余金1,277百万円を控除した金額であります。また、本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間10年9か月の元利均等償却であります。

なお上記(2)の各割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

(注) 年金制度の積立状況については、入手可能な直近時点の年金財政計算に基づいて記載しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
イ. 退職給付債務	△14,056	△11,431
ロ. 年金資産	4,140	4,320
ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△9,916	△7,111
ニ. 未認識数理計算上の差異	448	488
ホ. 未認識過去勤務債務 (債務の減額)	—	(注) 2 △2,909
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	△9,468	△9,532
ト. 前払年金費用	176	93
チ. 退職給付引当金 (ヘ-ト)	△9,644	△9,625

(注) 1. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 当社及び一部の連結子会社において、退職一時金制度の改定が行われたことにより、過去勤務債務 (債務の減額) が発生しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
イ. 勤務費用	820	652
ロ. 利息費用	231	186
ハ. 期待運用収益	△109	△91
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	66	235
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	—	△323
ヘ. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	1,009	660

(注) 1. 簡便法を採用している一部の連結子会社の退職給付費用及び総合設立型の厚生年金基金を採用している国内連結子会社の当基金への拠出額は、「イ. 勤務費用」に計上しております。

2. 当連結会計年度において、上記退職給付費用以外に、割増退職金57百万円支払っており、特別損失として計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 割引率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
主として1.6%	主として1.6%

ロ. 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
主として2.5%	主として2.0%

ハ. 退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

ニ. 過去勤務債務の額の処理年数

10年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によっております。)

ホ. 数理計算上の差異の処理年数

10年 (各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生翌連結会計年度から処理することとしております。)

(ストック・オプション等関係)

提出会社

該当事項はありません。

連結子会社 (タカラバイオ株式会社)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	タカラバイオ株式会社 第1回新株予約権	タカラバイオ株式会社 第2回新株予約権	タカラバイオ株式会社 第3回新株予約権	タカラバイオ株式会社 第4回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	同社取締役 8名 同社従業員 273名	同社取締役 8名 同社監査役 3名 同社従業員 120名	同社取締役 3名 同社従業員 28名	同社取締役 9名 同社監査役 3名 同社従業員 8名
株式の種類別のス tock・オプションの 数 (注)	普通株式 3,400,000株	普通株式 1,288,000株	普通株式 200,000株	普通株式 312,000株
付与日	平成15年9月19日	平成15年9月19日	平成16年5月17日	平成16年5月17日
権利確定条件	権利行使時においても 同社の取締役もしくは 従業員の地位であるこ と。	権利行使時においても 同社の取締役、監査役 もしくは従業員の地位 であること。	権利行使時においても 同社の取締役もしくは 従業員の地位であるこ と。	権利行使時においても 同社の取締役、監査役 もしくは従業員の地位 であること。
対象勤務期間	定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成17年9月20日から 平成25年9月20日まで	平成16年4月1日から 平成25年9月20日まで	平成17年9月20日から 平成25年9月20日まで	平成16年4月1日から 平成25年9月20日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成23年4月1日付株式分割 (1株につき400株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度 (平成24年3月期) において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	タカラバイオ株式会社 第1回新株予約権	タカラバイオ株式会社 第2回新株予約権	タカラバイオ株式会社 第3回新株予約権	タカラバイオ株式会社 第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	1,464,000	572,000	44,000	156,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	4,000	—	—	—
失効	48,000	—	—	—
未行使残	1,412,000	572,000	44,000	156,000

(注) 平成23年4月1日付株式分割 (1株につき400株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	タカラバイオ株式会社 第1回新株予約権	タカラバイオ株式会社 第2回新株予約権	タカラバイオ株式会社 第3回新株予約権	タカラバイオ株式会社 第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	500	500	500	500
行使時平均株価 (円)	469	—	—	—
付与日における公正 な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 平成23年4月1日付株式分割 (1株につき400株の割合) による分割後の価格に換算して記載しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(1) 流動の部		
繰延税金資産		
棚卸資産評価損否認	247	223
賞与引当金否認	823	762
販売促進引当金否認	646	649
未払事業税否認	177	181
繰越欠損金	177	124
連結会社間内部利益消去	214	202
その他	320	219
繰延税金資産小計	2,606	2,365
評価性引当額	△23	△13
繰延税金資産合計	2,583	2,352
繰延税金負債	14	5
繰延税金資産の純額	2,568	2,346
繰延税金負債		
その他	14	6
繰延税金負債合計	14	6
繰延税金資産	14	5
繰延税金負債の純額	-	0
(2) 固定の部		
繰延税金資産		
退職給付引当金否認	3,867	3,437
株式評価損否認	516	467
減価償却費損金算入限度超過額	620	538
繰越欠損金	2,191	1,713
外国税額繰越控除限度超過額	341	-
その他	1,046	777
繰延税金資産小計	8,584	6,934
評価性引当額	△2,853	△1,969
繰延税金資産合計	5,731	4,965
繰延税金負債	2,326	2,070
繰延税金資産の純額	3,404	2,894
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,874	1,522
固定資産圧縮積立金	386	357
会社分割により承継した固定資産圧縮額	637	537
無形固定資産時価評価額	258	196
その他	440	531
繰延税金負債合計	3,595	3,144
繰延税金資産	2,326	2,070
繰延税金負債の純額	1,269	1,074

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
(単位：%)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	41.0	41.0
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.6	4.8
評価性引当額の増減	4.7	△3.2
税率変更による影響	—	7.6
その他	△5.2	△1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.1	48.6

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は当該規定を反映し算定を行っております。

その結果、当連結会計年度末の流動資産に計上した繰延税金資産は149百万円、固定資産に計上した繰延税金資産は420百万円、固定負債に計上した繰延税金負債は124百万円それぞれ減少しました。また、純資産の部に計上したその他有価証券評価差額金は211百万円増加し、繰延ヘッジ損益は0百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額は656百万円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、持株会社体制移行時に新設された事業会社「宝酒造(株)」「タカラバイオ(株)」を中核企業とする各企業グループ、健康食品事業を営む事業会社「宝ヘルスケア(株)」及びその他で構成されており、当社は各事業会社を統括する持株会社であります。各事業会社は、各々取り扱う製品・サービスについて国内あるいは海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、従来の事業の種類別セグメントを基本としながらも、資本系統や経営責任・業績評価の単位を重視し、「宝酒造グループ」「タカラバイオグループ」及び「宝ヘルスケア」の3つを報告セグメントとしております。

「宝酒造グループ」は、主に酒類・調味料製品の製造・販売やこれらの附帯事業(物流など)を行っております。「タカラバイオグループ」は、研究用試薬、理化学機器、キノコなどの製造・販売や研究受託サービスを行っております。「宝ヘルスケア」は、健康食品などを販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。また、セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	宝酒造 グループ	タカラバ イオグル ープ	宝ヘルス ケア	計				
売上高								
外部顧客への売上高	165,872	18,197	2,563	186,633	2,790	189,423	345	189,769
セグメント間の内部 売上高又は振替高	918	540	4	1,462	5,418	6,880	△6,880	—
計	166,790	18,737	2,567	188,095	8,208	196,304	△6,535	189,769
セグメント利益又は損 失(△)	6,568	1,097	△252	7,413	219	7,633	702	8,335
セグメント資産	118,314	42,594	646	161,555	6,359	167,915	24,533	192,448
その他の項目								
減価償却費	3,284	1,122	10	4,416	117	4,534	17	4,551
のれんの償却額	64	136	—	201	—	201	38	239
持分法適用会社への 投資額	304	—	—	304	20	325	2,440	2,766
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	2,735	928	—	3,663	70	3,734	1	3,735

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、印刷事業などの機能会社グループであります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1)外部顧客への売上高は、当社において計上した不動産賃貸収益であります。

(2)セグメント利益には、セグメント間取引消去103百万円、のれんの償却額△38百万円、事業セグメントに配分していない当社の損益637百万円が含まれております。

(3)セグメント資産には、事業セグメントに配分していない当社の資産29,882百万円、その他の調整額（主としてセグメント間取引消去）△5,348百万円が含まれております。当社に係る資産は、余資運用資金や長期投資資金などであります。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	宝酒造 グループ	タカラバ イオグル ープ	宝ヘルス ケア	計				
売上高								
外部顧客への売上高	174,726	18,934	2,334	195,995	2,329	198,324	365	198,690
セグメント間の内部 売上高又は振替高	777	644	3	1,424	5,375	6,800	△6,800	—
計	175,503	19,578	2,338	197,420	7,704	205,125	△6,434	198,690
セグメント利益又は損 失(△)	6,768	1,547	△114	8,201	190	8,391	873	9,264
セグメント資産	122,993	44,032	818	167,844	7,723	175,568	21,869	197,437
その他の項目								
減価償却費	3,225	1,077	12	4,315	112	4,427	3	4,431
のれんの償却額	146	124	—	271	—	271	—	271
持分法適用会社への 投資額	296	—	—	296	20	316	2,470	2,786
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	2,743	926	32	3,702	2,252	5,954	△624	5,330

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、印刷事業などの機能会社グループであります。
2. 調整額の内容は以下のとおりであります。
- (1) 外部顧客への売上高は、当社において計上した不動産賃貸収益であります。
- (2) セグメント利益には、セグメント間取引消去61百万円、事業セグメントに配分していない当社の損益811百万円が含まれております。
- (3) セグメント資産には、事業セグメントに配分していない当社の資産27,771百万円、その他の調整額(主としてセグメント間取引消去) △5,902百万円が含まれております。当社に係る資産は、余資運用資金や長期投資資金などであります。
3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	酒類・調味料	バイオ	健康食品	その他	合計
外部顧客への売上高	165,872	18,197	2,563	3,136	189,769

(注) 「その他」の売上高には、当社において計上した不動産賃貸収益345百万円が含まれております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	その他	合計
37,439	4,206	41,645

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
国分株式会社	35,364	宝酒造グループ
日本酒類販売株式会社	20,394	宝酒造グループ

当連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	酒類・調味料	バイオ	健康食品	その他	合計
外部顧客への売上高	174,726	18,934	2,334	2,694	198,690

(注) 「その他」の売上高には、当社において計上した不動産賃貸収益365百万円が含まれております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	その他	合計
37,730	4,266	41,996

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
国分株式会社	36,312	宝酒造グループ
日本酒類販売株式会社	22,444	宝酒造グループ
三菱食品株式会社	21,279	宝酒造グループ

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(単位：百万円)

	宝酒造 グループ	タカラバイ オグループ	宝ヘルスケ ア	その他	全社・消去	合計
減損損失	77	—	—	—	—	77

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(単位：百万円)

	宝酒造 グループ	タカラバイ オグループ	宝ヘルスケ ア	その他	全社・消去	合計
当期償却額	64	136	—	—	38	239
当期末残高	2,516	1,501	—	—	—	4,017

当連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(単位：百万円)

	宝酒造 グループ	タカラバイ オグループ	宝ヘルスケ ア	その他	全社・消去	合計
当期償却額	146	124	—	—	—	271
当期末残高	2,217	1,313	—	—	—	3,531

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	454.21円	461.41円
1株当たり当期純利益金額	18.21円	19.32円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	18.21円	子会社であるタカラバイオ株式会社に新株予約権の残高がありますが、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額が1株当たり当期純利益金額を下回らないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	106,895	107,659
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	12,587	12,876
(うち少数株主持分)(百万円)	(12,587)	(12,876)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	94,308	94,783
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数(千株)	207,630	205,422

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	3,788	3,995
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,788	3,995
普通株式の期中平均株式数(千株)	208,048	206,794
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	△0	—
(うち連結子会社の発行する潜在株式に よる調整額)(百万円)	(△0)	—
普通株式増加数(千株)	—	—

(重要な後発事象)

当社は、平成24年4月19日に開催した取締役会の決議に基づき、次のとおり無担保社債を発行いたしました。その手取金は、社債償還資金に充当する予定であります。

	第12回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	第13回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
1. 発行総額	5,000百万円	5,000百万円
2. 発行価格	各社債の金額100円につき金100円	各社債の金額100円につき金100円
3. 払込期日	平成24年4月26日	平成24年4月26日
4. 償還期限	平成29年4月26日	平成34年4月26日
5. 利率	年0.468%	年1.162%

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
宝ホールディングス(株)	第6回無担保社債	平成15年 5月15日	5,000	5,000	0.89	なし	平成25年 5月15日
宝ホールディングス(株)	第8回無担保社債	平成19年 9月26日	5,000	5,000 (5,000)	1.40	なし	平成24年 9月26日
宝ホールディングス(株)	第9回無担保社債	平成19年 9月26日	5,000	5,000	1.96	なし	平成29年 9月26日
宝ホールディングス(株)	第10回無担保社債	平成22年 5月26日	5,000	5,000	0.587	なし	平成27年 5月26日
宝ホールディングス(株)	第11回無担保社債	平成22年 5月26日	5,000	5,000	1.561	なし	平成32年 5月26日
合計	—	—	25,000	25,000 (5,000)	—	—	—

(注) 1. 当期末残高欄の()内の金額は内書きで、1年以内に償還予定のものであります。

2. 連結決算日後5年内における償還予定額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
5,000	5,000	—	5,000	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	5,101	4,924	1.24	—
1年以内に返済予定の長期借入金	81	93	2.63	—
1年以内に返済予定のリース債務	219	252	9.14	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	561	496	1.67	平成25年4月から 平成34年1月迄
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	449	511	9.14	平成25年4月から 平成30年3月迄
その他有利子負債 その他(流動負債)				
得意先預り金	1,432	1,432	1.90	—
長期預り金				
得意先取引保証金	6,035	5,782	1.15	—
計	13,881	13,493	—	—

(注) 1. 平均利率は、当期末残高及び当期末現在の利率に基づき計算した加重平均利率であります。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上している1年以内に返済予定のリース債務245百万円及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)504百万円を除いた当期末残高に基づき計算した加重平均利率であります。

2. 1年以内に返済予定の長期借入金及び長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)には、無利息の借入金がそれぞれ27百万円及び139百万円含まれております。

3. その他有利子負債の「長期預り金(得意先取引保証金)」は、営業取引の継続中は原則として返済を予定していないものであるため、「返済期限」及び「連結決算日後5年内における返済予定額(注4)」については記載しておりません。

4. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	93	162	52	52
リース債務	231	116	73	44

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	48,866	95,478	153,915	198,690
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	1,085	2,271	8,831	8,590
四半期(当期)純利益金額(百万円)	499	959	4,224	3,995
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	2.40	4.62	20.39	19.32

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)(円)	2.40	2.22	15.80	△1.12

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,408	1,766
売掛金	91	108
有価証券	6,500	7,500
前払費用	14	13
繰延税金資産	186	126
関係会社短期貸付金	630	750
その他	793	393
貸倒引当金	△223	—
流動資産合計	12,400	10,658
固定資産		
有形固定資産		
建物	406	406
減価償却累計額	△331	△341
建物（純額）	75	65
構築物	106	116
減価償却累計額	△89	△98
構築物（純額）	17	17
車両運搬具	42	45
減価償却累計額	△38	△30
車両運搬具（純額）	3	14
工具、器具及び備品	641	643
減価償却累計額	△386	△387
工具、器具及び備品（純額）	255	255
土地	1,203	1,183
建設仮勘定	0	0
有形固定資産合計	1,556	1,537
無形固定資産		
商標権	0	0
ソフトウェア	9	5
施設利用権	6	6
無形固定資産合計	16	12
投資その他の資産		
投資有価証券	13,887	13,291
関係会社株式	81,862	81,848
関係会社長期貸付金	1,338	1,592
長期前払費用	2	1
その他	601	599
貸倒引当金	△100	△100
投資その他の資産合計	97,592	97,232
固定資産合計	99,165	98,783
資産合計	111,566	109,441

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	4,701	4,675
1年内償還予定の社債	—	5,000
未払金	31	28
未払消費税等	4	22
未払費用	119	133
未払法人税等	13	8
前受金	24	31
預り金	※1 4,046	※1 3,417
賞与引当金	34	37
流動負債合計	8,977	13,355
固定負債		
社債	25,000	20,000
長期借入金	100	100
繰延税金負債	1,111	751
退職給付引当金	150	149
長期預り金	335	375
その他	237	237
固定負債合計	26,933	21,613
負債合計	35,911	34,969
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,226	13,226
資本剰余金		
資本準備金	3,158	3,158
資本剰余金合計	3,158	3,158
利益剰余金		
利益準備金	3,305	3,305
その他利益剰余金		
配当準備金	400	400
固定資産圧縮積立金	41	44
別途積立金	48,230	48,230
繰越利益剰余金	10,270	10,249
利益剰余金合計	62,246	62,229
自己株式	△5,689	△6,774
株主資本合計	72,941	71,839
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,713	2,632
評価・換算差額等合計	2,713	2,632
純資産合計	75,655	74,471
負債純資産合計	111,566	109,441

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業収益	※1 5,498	※1 3,560
営業費用		
不動産賃貸原価	70	65
販売費及び一般管理費	※2 1,123	※2 1,036
営業費用合計	1,193	1,102
営業利益	4,305	2,458
営業外収益		
受取配当金	304	336
貸倒引当金戻入額	—	223
雑収入	56	72
営業外収益合計	360	633
営業外費用		
支払利息	107	90
社債利息	339	319
貸倒引当金繰入額	223	—
雑損失	117	34
営業外費用合計	788	444
経常利益	3,877	2,646
特別利益		
固定資産売却益	※3 32	※3 19
投資有価証券売却益	416	2
その他	4	1
特別利益合計	453	24
特別損失		
投資有価証券評価損	247	108
関係会社株式評価損	1,820	—
関係会社支援損	—	700
その他	—	0
特別損失合計	2,067	808
税引前当期純利益	2,263	1,862
法人税、住民税及び事業税	5	5
法人税等調整額	141	107
法人税等合計	146	112
当期純利益	2,116	1,750

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	13,226	13,226
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	13,226	13,226
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	3,158	3,158
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	3,158	3,158
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	3,305	3,305
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	3,305	3,305
その他利益剰余金		
配当準備金		
当期首残高	400	400
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	400	400
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	41	41
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の積立	—	3
当期変動額合計	—	3
当期末残高	41	44
別途積立金		
当期首残高	48,230	48,230
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	48,230	48,230
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,943	10,270
当期変動額		
剰余金の配当	△1,789	△1,767
固定資産圧縮積立金の積立	—	△3
当期純利益	2,116	1,750
自己株式の処分	△1	△0
当期変動額合計	326	△20
当期末残高	10,270	10,249

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	61,920	62,246
当期変動額		
剰余金の配当	△1,789	△1,767
当期純利益	2,116	1,750
自己株式の処分	△1	△0
当期変動額合計	326	△17
当期末残高	62,246	62,229
自己株式		
当期首残高	△4,488	△5,689
当期変動額		
自己株式の取得	△1,207	△1,085
自己株式の処分	5	0
当期変動額合計	△1,201	△1,084
当期末残高	△5,689	△6,774
株主資本合計		
当期首残高	73,816	72,941
当期変動額		
剰余金の配当	△1,789	△1,767
当期純利益	2,116	1,750
自己株式の取得	△1,207	△1,085
自己株式の処分	4	0
当期変動額合計	△874	△1,102
当期末残高	72,941	71,839
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,855	2,713
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,142	△81
当期変動額合計	△1,142	△81
当期末残高	2,713	2,632
純資産合計		
当期首残高	77,672	75,655
当期変動額		
剰余金の配当	△1,789	△1,767
当期純利益	2,116	1,750
自己株式の取得	△1,207	△1,085
自己株式の処分	4	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,142	△81
当期変動額合計	△2,017	△1,183
当期末残高	75,655	74,471

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
主として定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 8～18年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から処理することとしております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

（損益計算書）

前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた36百万円は、「固定資産売却益」32百万円、「その他」4百万円として組み替えております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入額」は、「営業外収益」に計上しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する負債

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
預り金(流動負債)	4,033百万円	3,407百万円

- 2 当社は機動的な資金調達を目的に、コミットメントライン契約を取引金融機関と締結しております。事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
コミットメントライン契約に基づく 融資枠の総額	10,000百万円	10,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	10,000	10,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社に係る事項

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業収益	5,152百万円	3,194百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
役員報酬	206百万円	211百万円
従業員給料及び賞与	210	209
賞与引当金繰入額	34	37
退職給付費用	14	8
減価償却費	7	8
報酬及び請負料	274	220
支払手数料	96	84

なお、全て一般管理費に属するものであります。

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
土地	32百万円	19百万円
車両運搬具	—	0

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式	7,227	2,559	10	9,777
合計	7,227	2,559	10	9,777

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,500千株、単元未満株式の買取りによる増加59千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、株主からの単元未満株式の買増請求によるものであります。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式	9,777	2,233	1	12,008
合計	9,777	2,233	1	12,008

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,200千株、単元未満株式の買取りによる増加33千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、株主からの単元未満株式の買増請求によるものであります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成23年3月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	23,115	44,000	20,884
合計	23,115	44,000	20,884

当事業年度(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	23,115	38,400	15,284
合計	23,115	38,400	15,284

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	前事業年度(平成23年3月31日)	当事業年度(平成24年3月31日)
子会社株式	58,569	58,554
関連会社株式	178	178

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1) 流動の部		
繰延税金資産		
繰越欠損金	168	109
賞与引当金否認	14	14
その他	4	1
繰延税金資産合計	186	126
繰延税金負債	—	—
繰延税金資産の純額	186	126
(2) 固定の部		
繰延税金資産		
繰越欠損金	1,182	883
株式評価損否認	251	233
役員退職慰労金(未払金)否認	97	85
貸倒引当金繰入超過額	91	—
ゴルフ会員権評価損否認	88	78
その他	161	140
繰延税金資産小計	1,873	1,421
評価性引当額	△1,053	△656
繰延税金資産合計	820	764
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,862	1,456
会社分割により交付を受けた株式に係る税効果額	39	35
固定資産圧縮積立金	28	25
繰延税金負債合計	1,931	1,516
繰延税金負債の純額	1,111	751

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

(単位：%)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	41.0	41.0
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△68.5	△39.2
関係会社支援損	—	15.4
関係会社株式評価損	31.9	—
評価性引当額の増減	1.7	△16.5
税率変更による影響	—	4.8
その他	0.4	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.5	6.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の41.0%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度までの期間に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、36.0%にそれぞれ変更されております。

その結果、当事業年度末の流動資産に計上した繰延税金資産は9百万円、固定負債に計上した繰延税金負債は123百万円それぞれ減少し、純資産の部に計上したその他有価証券評価差額金は202百万円増加しております。また、当事業年度に計上された法人税等調整額は88百万円増加しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	363.86円	362.06円
1株当たり当期純利益金額	10.16円	8.45円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成23年3月31日)	当事業年度末 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	75,655	74,471
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	75,655	74,471
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数 (千株)	207,922	205,690

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益 (百万円)	2,116	1,750
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	2,116	1,750
普通株式の期中平均株式数 (千株)	208,341	207,082

(重要な後発事象)

当社は、平成24年4月19日に開催した取締役会の決議に基づき、次のとおり無担保社債を発行いたしました。その手取金は、社債償還資金に充当する予定であります。

	第12回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	第13回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
1. 発行総額	5,000百万円	5,000百万円
2. 発行価格	各社債の金額100円につき金100円	各社債の金額100円につき金100円
3. 払込期日	平成24年4月26日	平成24年4月26日
4. 償還期限	平成29年4月26日	平成34年4月26日
5. 利率	年0.468%	年1.162%

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資 有価証券	その他 有価証券	(株)京都銀行	2,038,343	1,530
		(株)みずほフィナンシャルグループ	7,303,738	986
		焼津水産化学工業(株)	1,193,708	982
		三井物産(株)	708,125	960
		三井住友トラスト・ホールディングス(株)	3,326,781	878
		大日本スクリーン製造(株)	1,151,303	857
		オムロン(株)	348,445	620
		丸紅(株)	999,929	596
		東京海上ホールディングス(株)	206,640	469
		レンゴー(株)	700,000	401
		(株)滋賀銀行	809,172	400
		東洋製罐(株)	300,000	356
		大日本印刷(株)	376,000	318
		キューピー(株)	244,000	297
		(株)三井住友フィナンシャルグループ	105,201	286
		(株)ワコールホールディングス	284,900	279
		凸版印刷(株)	417,000	269
		日本新薬(株)	254,000	259
		積水ハウス(株)	250,000	202
		(株)AFC-HDアムスライフサイエンス	282,700	190
		日本山村硝子(株)	940,000	189
		三菱商事(株)	95,500	183
		東京建物(株)	511,000	171
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	391,970	161
		(株)ジーエス・ユアサ コーポレーション	348,000	157
		その他 (52銘柄)	3,236,959	1,283
		計	26,823,414	13,291

【債券】

		銘柄	券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	満期保有 目的の債 券	野村證券(株) ホヌ ファイナンス リミテッド	500	500
		計	500	500

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他 有価証券	(株)みずほコーポレート銀行 譲渡性預金	4,000
		みずほ信託銀行(株) 指定金銭信託 (スーパーハイウェイ)	2,000
		興銀リース(株) 信託受益権	1,000
		計	7,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	406	—	—	406	341	10	65
構築物	106	10	1	116	98	1	17
車両運搬具	42	14	10	45	30	2	14
工具、器具及び備品	641	2	0	643	387	1	255
土地	1,203	13	34	1,183	—	—	1,183
建設仮勘定	0	—	—	0	—	—	0
有形固定資産計	2,402	41	47	2,396	858	16	1,537
無形固定資産							
商標権	45	0	—	46	45	0	0
ソフトウェア	26	—	4	22	16	4	5
施設利用権	34	—	—	34	27	0	6
無形固定資産計	106	0	4	102	90	4	12
長期前払費用	4	0	—	4	2	1	1
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	324	—	—	223	100
賞与引当金	34	37	34	—	37

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、子会社の債務超過が解消されたことに伴う取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額 (百万円)
現金	—
預金	
当座預金	763
通知預金	500
定期預金	500
別段預金	3
小計	1,766
合計	1,766

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
宝酒造(株)	107
その他	0
合計	108

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$ 366
91	3,641	3,624	108	97.1	10

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式によっておりますが、ここでの当期発生高には消費税等を含めております。

③ 関係会社株式

銘柄	金額 (百万円)
宝酒造(株)	57,788
タカラバイオ(株)	23,115
その他	944
合計	81,848

④ 社債

摘要	金額 (百万円)
第6回無担保社債	5,000
第9回無担保社債	5,000
第10回無担保社債	5,000
第11回無担保社債	5,000
合計	20,000

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座に記録された単元未満株式に関する取扱い) 大阪市北区曾根崎二丁目11番16号 みずほ信託銀行株式会社 大阪支店 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座以外の振替口座に記録された単元未満株式に関する取扱い) 振替口座を開設した口座管理機関（証券会社等） (株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告 但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、京都新聞および日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告の掲載場所は当社のホームページ (http://www.takara.co.jp) であります。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第100期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

平成23年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第101期第1四半期）（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月10日関東財務局長に提出

（第101期第2四半期）（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月10日関東財務局長に提出

（第101期第3四半期）（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成23年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 訂正発行登録書（新株予約権証券）

平成23年6月29日関東財務局長に提出

平成23年6月30日関東財務局長に提出

平成23年8月10日関東財務局長に提出

平成23年11月10日関東財務局長に提出

平成24年2月10日関東財務局長に提出

(6) 訂正発行登録書（社債）

平成23年6月29日関東財務局長に提出

平成23年6月30日関東財務局長に提出

平成23年8月10日関東財務局長に提出

平成23年11月10日関東財務局長に提出

平成24年2月10日関東財務局長に提出

(7) 発行登録追補書類（社債）及びその添付書類

平成24年4月20日近畿財務局長に提出

(8) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成23年11月1日 至 平成23年11月30日）平成23年12月9日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成23年12月1日 至 平成23年12月31日）平成24年1月12日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月8日

宝ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 一浩 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒澤 謙太郎 印

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている宝ホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宝ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、宝ホールディングス株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、宝ホールディングス株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月 8 日

宝ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 一浩 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒澤 謙太郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている宝ホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第101期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宝ホールディングス株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。